

広島県農林水産業関係単独
事業補助金交付要綱

令和8年3月

広島県農林水産局

広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 県は、農林水産物の生産性の向上及び流通の改善その他農林水産業の振興を図るため、市町その他知事が適当と認める団体等（以下「市町等」という。）に対し、予算の範囲内において補助金等を交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付対象等)

第2条 前条の補助金等（以下「補助金等」という。）の交付対象となる事業、経費、補助率等は、別表1又は別表2に掲げるとおりとする。

(交付の申請)

第3条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、その提出部数は1部とする。

2 市町等は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りでない。

3 規則第3条第1項各号に掲げる様式は、別記様式第2号から別記様式第4号までのとおりとする。

4 規則第3条第2項の規定により添付を要しない書類は、市町が補助金交付申請者である場合における収支予算書とする。

5 市町等は、補助金の交付を概算払の方法により受けたい場合は、その旨を補助金交付申請書に記載しなければならない。

(交付の条件)

第4条 規則第5条第1項及び第3項の規定により附する条件は、次のとおりとする。

(1) 別表1の重要な変更の欄に掲げる変更をしようとする場合においては、知事の承認を受けること。

(2) 別表に掲げる事業について同時に2事業以上の補助金を交付した場合において、当該事業相互間の補助金の流用をしてはならないこと。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。

(5) 補助金の執行残が生ずるおそれのある場合には、速やかに知事に申し出ること。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で第10条第2項の規定による処分の制限期間を経過していないものについては、別記様式第6号による取得財産調書及びその関係書類を整備保管すること。

(7) 補助事業者（地方公共団体を除く）は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(8) 補助事業者（地方公共団体を除く）は、(7)により契約をしようとするときは、当該契約に係る一般の競争、指名競争、又は随意契約（以下「競争入札等」という）に参加しようとする者（取得価格又は効用の増加価格が単価50万円（税抜）以上の契約の相手方に限る）に対し、別記様式12号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

2 市町等は、前項第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、別記様式第5号による承認申請書に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。ただし、市町が補助事業者である場合には収支予算書の添付を要しないものとする。

- (1) 事業変更計画書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第3号）
- (3) 交付申請書に添付した書類で、変更のあるもの

3 市町等は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、第一項の規定に準ずる条件を付さなければならない。

（交付決定前の着手（着工））

第4条の2 対象事業の着手（着工）は、原則として、県からの交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付決定前に着手（着工）する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した交付決定前着手（着工）届を提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第5条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、規則第6条の通知を受理した日から起算して30日以内とする。

（事業遂行状況の報告）

第6条 規則第10条の規定による報告は、特に知事が報告を求めた場合を除き要しないものとする。

（実績報告）

第7条 規則第12条の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第7号のとおりとしその提出期限は、当該補助事業の完了した日若しくは当該補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付の決定があった日の属する会計年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日とする。

2 規則第12条の規定による補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。ただし、市町が補助事業者である場合にあっては、収支精算書の添付を要しないものとする。

- (1) 事業実績書（別記様式第2号）
- (2) 収支精算書（別記様式第3号）
- (3) 工事の施行にあっては、その精算設計書（別記様式第4号）
- (4) 第10条第1項に規定する機械及び器具がある場合にあっては、その取得財産調書（別記様式第6号）
- (5) 規則第16条の規定により概算払を受けた場合にあっては、概算払精算書（別記様式第8号）

3 第3条第2項ただし書により交付の申請をした市町等は、前項の実績報告書を提出するに当たって第3条第2項ただし書に該当した各事業主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第3条第2項ただし書により交付の申請をした市町等は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第9号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の概算払請求）

第8条 規則第16条第2項の規定による補助金概算払請求書の様式は別記様式第10号のとおりとする。

2 補助金交付の指令書に、補助金概算払請求書の提出を要しない旨記載されている場合は、補助金交付申請者は規則第16条第2項本文の規定による補助金概算払請求書の提出を要しない。

（帳簿等の保存期間）

第9条 規則第21条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、当該補助事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する会計年度の末日までとする。

（財産の処分制限）

第10条 規則第22条第2号の規定による財産は、この要綱に基づく補助事業により取得した価格又は効用の増

加価格が1件50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 規則第22条ただし書の規定による財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数に関する大蔵省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間、同省令に定めのない財産については農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に定める期間とする。

（補助金等の交付手続の特例）

第11条 規則第24条の規定により、次に掲げる事業については、規則第3条の規定による補助金等の交付の申請及び規則第12条の規定による実績報告の手続を併合することができる。

(1) 別表1に掲げる森林経営管理推進事業費補助金のうち、森林集約化事業に係るもの（以下「森林集約化事業」という。）

(2) 別表2に掲げる事業に係る補助金（以下「利子補給補助金等」という。）

- 2 前項の規定による手続の併合（以下「併合手続」という。）を行った場合における規則第3条第1項第1号及び第2号に規定する書類は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1) 森林集約化事業 事業実績書（別記様式第2号（その12））及び収支精算書

(2) 利子補給補助金等 事業実績書（別記様式第11号）

- 3 併合手続を行った場合における利子補給補助金等に係る規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、第5条の規定にかかわらず、規則第6条の通知を受領した日から起算して10日以内とする。

- 4 併合手続を行った場合において、第4条、第6条から第8条まで及び第10条の規定は適用しない。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、昭和57年7月1日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。
(農業協同組合中央会事業費補助金交付要綱等の廃止)

2 次の要綱は、廃止する。

- (1) 農業協同組合中央会事業費補助金交付要綱 (昭和49年2月25日制定)
- (2) 農業協同組合合併助成補助金等交付要綱 (昭和49年3月19日制定)
- (3) 農業共済組合連合会活動促進費補助金交付要綱 (昭和49年3月15日制定)
- (4) 家畜共済健全化対策事業補助金交付要綱 (昭和49年3月15日制定)
- (5) 水田転作団地化推進事業補助金交付要綱 (昭和56年8月31日制定)
- (6) 広島県漁船保険事業補助金交付要綱 (昭和49年3月1日制定)
- (7) 広島県漁業共済事業費補助金交付要綱 (昭和50年5月12日制定)
- (8) 広島県漁業共済赤潮特約事業費補助金交付要綱 (昭和49年11月6日制定)
- (9) 野菜価格安定対策事業補助金交付要綱 (昭和49年10月17日制定)
- (10) 学校給食用牛乳供給事業特別補助金交付要綱 (昭和50年2月15日制定)
- (11) 土地改良施設維持管理適正化事業費補助金交付要綱 (昭和53年2月10日制定)
- (12) 広島県農業振興資金利子補給補助金交付要綱 (昭和56年5月7日制定)
- (13) 農業施設災害特別融通対策利子補給補助金交付要綱 (昭和45年10月26日制定)
- (14) 広島県昭和55年異常低温等農作物被害農家救済資金利子補給補助金交付要綱
(昭和55年10月1日制定)
- (15) 広島県同和对策漁業振興資金利子補給費補助金交付要綱 (昭和52年5月1日制定)
- (16) 沖合漁場進出促進資金利子補給金交付要綱 (昭和49年4月1日制定)
- (17) 広島県赤潮被害漁業者経営維持安定資金利子補給費補助金交付要綱 (昭和52年10月4日制定)
- (18) 広島県鯉養殖経営維持安定資金利子補給費及び損失補償費補助金交付要綱 (昭和52年8月1日制定)
- (19) 農林漁業同和对策事業費補助金交付要綱 (昭和49年3月9日制定)

(経過措置)

3 昭和57年3月31日以前に融資機関が行う貸付け又は補助に関し知事又は市町村長の承諾又は認定を得てこの要綱施行の日までに貸付けられている附則第2項12号から第18号に掲げる要綱に定める資金に係る補助金又は利子補給金については、なお従前の例による。ただし、当該補助金又は利子補給金の交付申請については、この要綱に定める手続の例によるものとする。

4 安芸郡倉橋町(横島及び黒島を除く。)、同郡江田島町大須・幸ノ浦地区及び津久茂地区、佐伯郡能美町大字高田、同郡沖美町(大黒神島を除く。))並びに同郡大柿町大字深江(長島を除く。))における昭和57年度から昭和58年度までの各年度分の補助金交付の対象となる事業のうち小規模農業基盤整備事業のうち、かんがい排水事業、農道整備事業、ほ場整備事業及び老朽ため池補強事業に係る補助率は、別表の規定にかかわらず次のとおりとする。

年 度	補 助 率
昭和57年度	工事費の47パーセント以内
昭和58年度	工事費の46パーセント以内

附 則 (昭和57年10月5日施行)

この要綱は、昭和57年10月5日から施行する。

附 則 (昭和58年6月28日施行)

- 1 この要綱は、昭和58年6月28日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。
- 2 昭和58年3月31日以前に融資機関が行う貸付け又は補助に関し知事又は市町村長の承諾又は承認を得てこの要綱施行の日までに貸付けられている農業振興資金及び漁業振興資金に係る補助金又は利子補給金については、従前の例による。

附 則（昭和58年10月4日施行）

- 1 この要綱は、昭和58年10月4日から施行する。
- 2 農業振興資金利子補給補助事業（昭和58年7月豪雨被害農家救済資金に限る。）の別表2の本表事業内容の規定の適用において、当該資金の貸付けについてあらかじめ市町村の意見を徴した場合には、あらかじめ市町村長の承諾を得たものとみなす。

附 則（昭和59年3月8日施行）

- 1 この要綱は、昭和59年3月8日から施行する。
- 2 改正後の広島県農畜水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定は、昭和59年2月3日以降に貸付けられた農業振興資金及び漁業振興資金に係る補助金又は利子補給金について適用し、同日前に貸付けられた農業振興資金及び漁業振興資金に係る補助金及び利子補給金については、なお従前の例による。

附 則（昭和59年6月4日施行）

- 1 この要綱は、昭和59年6月4日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。
- 2 昭和59年3月31日以前に融資機関が行う貸付け又は補助に関し知事又は市町村長の承諾又は認定を得てこの要綱施行の日までに貸付けられている農業振興資金及び漁業振興資金に係る補助金又は利子補給金については、従前の例による。

附 則（昭和59年10月9日施行）

この要綱は、昭和59年10月9日から施行する。

附 則（昭和60年5月15日施行）

- 1 この要綱は、昭和60年5月15日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。
- 2 昭和60年3月31日以前に融資機関が行う貸付け又は補助に関し知事又は市町村長の承諾又は認定を得てこの要綱施行の日までに貸付けられている農業振興資金及び漁業振興資金に係る補助金又は利子補給金については、従前の例による。

附 則（昭和60年9月5日施行）

- 1 この要綱は、昭和60年9月5日から施行し、昭和60年7月1日から適用する。
- 2 昭和60年6月30日以前に融資機関が行う貸付け又は補助に関し知事又は市町村長の承諾又は認定を得てこの要綱施行の日までに貸付けられている農業振興資金に係る補助金又は利子補給金については、従前の例による。

附 則（昭和61年7月10日施行）

- 1 この要綱は、昭和61年7月10日から施行し、次の第2項及び第3項に定めるものを除き、昭和61年4月1日から適用する。
- 2 改正後の広島県農畜水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、次項に定めるものを除き、昭和61年3月14日以降に貸付けられた農業振興資金及び漁業振興資金に係る補助金又は利

子補給金について適用し、同日前に貸付けられている農業振興資金及び漁業振興資金に係る補助金及び利子補給金については、なお従前の例による。

- 3 新要綱別表2の付表1（地域農業再編整備等に係る地域農業振興資金のうち旧政令附則第9項及び政令附則第7項に規定する資金の補助率、地域農業集団育成に係る地域農業振興資金の補助率、農業経営高度化資金の補助率、同和対策農業振興資金のうち農業近代化資金（農業者に係る農業近代化資金第1号から第4号まで及び第7号から第15号までの資金を除く。）の補助率に係る部分に限る。）の規定は、昭和61年4月1日以降に融資機関が行う貸付け又は補助に関し知事又は新要綱別表2の本表に規定する市町村長の承諾又は認定（以下「知事又は市町村長の承諾又は認定」という。）を得て貸付けられたものから適用し、同日前に知事又は市町村長の承諾又は認定を得てこの要綱施行の日までに貸付けられた農業振興資金に係る補助金又は利子補給金については、従前の例による。

附 則（昭和61年8月12日施行）

- 1 この要綱は、昭和61年8月12日から施行し、昭和61年5月1日から適用する。
- 2 改正後の広島県農畜水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定は、昭和61年5月1日以降に貸付けられた農業振興資金及び漁業振興資金に係る補助金又は利子補給金について適用し、同日前に貸付けられた農業振興資金及び漁業振興資金に係る補助金及び利子補給金については、なお従前の例による。

但し、昭和61年3月31日以前に融資機関が行う貸付け又は補助に関し知事又は市町村長の承諾又は認定を得て昭和61年5月1日以降この要綱施行の日までに貸付けられた要綱別表2の付表1の地域農業再編整備等に係る地域農業振興資金のうち、旧政令附則第9項及び政令附則第7項に規定する資金並びに同和対策農業資金のうち農業近代化資金（農業者に係る農業近代化資金第5号の資金並びに旧政令附則第9項及び政令附則第7項に規定する資金に限る。）の貸付利率及び補助金又は利子補給金に係る補助率は次の表による。

資金の種類	貸付利率	補助率		
		区分	市町村の補助率	県の補助率
地域農業再編整備等に係る地域農業振興資金	農業者 年3.85%以内 農協等 年4.35%以内 （農業近代化資金第5号にあつては年3.35%）	旧政令附則第9項及び政令附則第7項に規定する資金	年1.5%	年0.75%
農業近代化資金に係る同和対策農業振興資金	農業者 年2.85%以内	農業近代化資金第5号の資金並びに旧政令附則第9項及び政令附則第7項に規定する資金	年2.0%	年1.0%

附 則（昭和61年10月25日施行）

- 1 この要綱は、昭和61年10月25日から施行し、昭和61年5月1日から適用する。
- 2 昭和61年4月30日以前に融資機関が行う貸付け又は補助に関し、知事又は市町村長の承諾又は認定を得て貸付けられている農業振興資金に係る補助金又は利子補給金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の広島県農畜水産業関係単独事業補助金交付要綱別表2の付表1の昭和60年12月寒波被害農家救済資金の規定は、昭和60年5月1日以降、同年7月31日までに貸付けられた農業振興資金に係る補助金について適用する。

附 則（昭和62年4月30日施行）

- 1 この要綱は、昭和62年4月30日から施行する。
- 2 改正後の広島県農畜水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定は、昭和62年2月20日以降に貸付けられた農業振興資金及び漁業振興資金に係る補助金又は利子補給金について適用し、同日前に貸付けられた農業振興資金及び漁業振興資金に係る補助金又は利子補給金については、なお従前の例による。

附 則（昭和62年5月21日施行）

この要綱は、昭和62年5月21日から施行し、改正後の広島県農畜水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則（昭和62年7月31日施行）

- 1 この要綱は、昭和62年7月31日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の広島県農畜水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、次項及び第4項に定めるものを除き、昭和62年4月15日以降に貸付けられた農業振興資金及び漁業振興資金に係る利子補給金について適用し、同日前に貸付けられている農業振興資金及び漁業振興資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。
- 3 新要綱の規定中同和対策農業振興資金のうち農山漁村経営改善資金に係る貸付利率及び同和対策漁業振興資金のうち農山漁村経営改善資金に係る貸付利率は、昭和62年3月28日以降に貸付けられた同和対策農業振興資金及び同和対策漁業振興資金について適用し、同日前に貸付けられている同和対策農業振興資金及び同和対策漁業振興資金については、なお従前の例による。
- 4 新要綱別記様式第2号（その7）の別紙様式の規定は、昭和62年度以降の補助金について適用し、昭和61年度以前の補助金については、なお従前の例による。
- 5 第2条の規定による改正後の広島県農畜水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定は、昭和62年7月1日以降に貸付けられた農業振興資金及び漁業振興資金に係る利子補給金について適用し、同日前に貸付けられている農業振興資金及び漁業振興資金に係る利子補給金について、なお従前の例による。

附 則（昭和63年3月14日施行）

- 1 この要綱は、昭和63年3月14日から施行する。
- 2 改正後の広島県農畜水産業関係単独事業補助金交付要綱別表2の付表1の昭和62年産みかん経営緊急維持資金の規定は、昭和63年3月1日から同月31日までに貸付けられた農業振興資金に係る補助金について適用する。

附 則（昭和63年6月13日施行）

この要綱は、昭和63年6月13日から施行し、改正後の広島県農畜水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則（昭和63年10月1日施行）

この要綱は、昭和63年10月1日から施行する。

附 則（平成元年1月18日施行）

- 1 この要綱は、平成元年1月18日から施行する。
- 2 改正後の広島県農畜水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、次項に定めるものを除き、昭和63年10月28日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、

なお従前の例による。

- 3 新要綱の規定中農業経営高度化資金のうち総合施設資金、中核農業者育成資金のうち経営総合改善資金、同和对策農業振興資金のうち農山漁村経営改善資金、農地等取得資金及び同和对策漁業振興資金のうち農山漁村経営改善資金は、昭和63年10月22日以降に貸付決定された農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成元年3月31日施行）

- 1 この要綱は、平成元年3月31日から施行する。
- 2 改正後の広島県農畜水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定は、平成元年2月1日以降に貸付けられた農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に貸付けられている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成元年5月16日施行）

- 1 この要綱は、平成元年5月16日から施行し、平成元年4月1日から適用する。
- 2 改正後の広島県農畜水産業関係単独事業補助金交付要綱の別記様式第2号（その5）から別記様式第2号（その30）まで、別記様式第4号、別記様式第5号、別記様式第6号及び別記様式第8号の別記様式の規定は、平成元年以降の補助金について適用し、昭和63年度以前の補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成元年9月6日施行）

この要綱は、平成元年9月6日から施行し、平成元年度以降の補助金について適用する。

附 則（平成元年12月4日施行）

- 1 この要綱は、平成元年12月4日から施行する。
- 2 改正後の広島県農畜水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定は、平成元年10月4日以降に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。 なお、大家畜経営体質強化資金に係る補助金の計算期間の改正については、昭和63年度貸付分から適用する。

附 則（平成2年6月28日施行）

- 1 この要綱は、平成2年6月28日から施行し、次項に定めるものを除き、改正後の広島県農畜水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成2年4月1日から適用する。
- 2 新要綱の規定は、平成2年4月27日以降に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成2年11月15日施行）

- 1 この要綱は、平成2年11月15日から施行する。
- 2 改正後の広島県農畜水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、次項に定めるものを除き、平成2年9月14日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。
- 3 新要綱の規定中農業経営高度化資金のうち総合施設資金、中核農業者育成資金のうち経営総合改善資金、同和对策農業振興資金のうち農山漁村経営改善資金、農地等取得資金及び同和对策漁業振興資金のうち農山漁村

経営改善資金は、平成2年9月10日以降に貸付決定された農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成2年12月20日施行）

- 1 この要綱は、平成2年12月20日から施行する。
- 2 改正後の広島県農畜水産業関係単独事業補助金交付要綱別表2の付表1の平成2年9月から10月までの間の長雨及び台風19～21号等による被害農家救済資金の規定は、平成2年12月1日から平成3年2月28日までに貸付けられた農業振興資金に係る補助金について適用する。

附 則（平成3年2月2日施行）

- 1 この要綱は、平成3年2月2日から施行する。
- 2 改正後の広島県農畜水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定は、平成2年12月11日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成3年7月8日施行）

この要綱は、平成3年7月8日から施行し、改正後の広島県農畜水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定は、平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成3年10月17日施行）

- 1 この要綱は、平成3年10月17日から施行する。
- 2 改正後の広島県農畜水産業関係単独事業補助金交付要綱別表2の付表2の平成3年赤潮被害漁業者経営維持安定資金の規定は、平成3年12月31日までに貸付けられた漁業振興資金に係る補助金について適用する。

附 則（平成3年12月13日施行）

- 1 この要綱は、平成3年12月13日から施行する。
- 2 改正後の広島県農畜水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、次項及び第4項に定めるものを除き、平成3年度以降の補助金について適用する。
- 3 新要綱の規定中平成3年台風19号に係る被害農家救済資金、平成3年台風19号に係る農業施設災害特別資金、平成3年台風19号に係る被害漁家救済資金及び平成3年台風19号漁業施設災害特別資金は、平成3年9月28日から平成4年9月30日までに貸付決定された農業振興資金及び漁業振興資金に係る補助金について適用する。
- 4 新要綱の規定中地域農業振興資金のうち地域農業総合整備等・地域特産振興、農業経営高度化資金、中核農業者育成資金、同和対策農業振興資金のうち農業近代化資金、農地等取得資金、同和対策漁業振興資金のうち漁業近代化資金及び平成3年赤潮被害者経営維持安定資金は、平成3年11月19日以降に貸付決定された農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成4年2月26日施行）

- 1 この要綱は、平成4年2月26日から施行する。
- 2 改正後の広島県農畜水産業関係単独事業補助金要綱の規定は、平成3年12月20日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成4年3月31日施行）

- 1 この要綱は、平成4年3月31日から施行する。
- 2 改正後の広島県農畜水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成4年3月13日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成4年8月19日施行）

この要綱は、平成4年8月19日から施行し、改正後の広島県農畜水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定は、平成4年4月1日から適用する。

附 則（平成4年11月30日施行）

この要綱は、平成4年11月30日から施行し、平成4年度の補助金について適用する。

附 則（平成5年3月12日施行）

- 1 この要綱は、平成5年3月12日から施行する。
- 2 改正後の広島県農畜水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、次項に定めるものを除き、平成4年12月26日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。
- 3 新要綱の規定中農業経営高度化資金のうち総合施設資金、中核農業者育成資金のうち経営総合改善資金、同和対策農業振興資金のうち農山漁村経営改善資金、農地等取得資金及び同和対策漁業振興資金のうち農山漁村経営改善資金は、平成4年12月2日以降に貸付決定された農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成5年5月21日施行）

この要綱は、平成5年5月21日から施行し、改正後の広島県農畜水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定は、平成5年4月1日から適用する。

附 則（平成5年7月9日施行）

- 1 この要綱は、平成5年7月9日から施行する。
- 2 改正後の広島県農畜水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、次項に定めるものを除き、平成5年6月4日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。
- 3 新要綱の規定中同和対策農業振興資金のうち農山漁村経営改善資金、同和対策漁業振興資金のうち農山漁村経営改善資金は、平成5年5月28日以降に貸付決定された農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成5年10月19日施行）

- 1 この要綱は、平成5年10月19日から施行する。
- 2 改正後の広島県農畜水産業関係補助金交付要綱の規定中異常気象に伴う農作物病害緊急防除対策事業については、平成5年7月5日から適用する。

附 則（平成5年12月21日施行）

- 1 この要綱は、平成5年12月21日から施行する。
- 2 改正後の広島県農畜水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という）の規定は、次項に定めるものを除き、平成5年8月2日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金については、なお従前の例による。
- 3 新要綱の規定中平成5年長雨及び異常低温等に係る被害農家救済資金は、平成5年12月21日から平成6年3月31日までに市町村長が利子補給承諾を行い、平成6年4月28日までに貸付けられた農業振興資金について適用する。

附 則（平成6年2月8日施行）

- 1 この要綱は、平成6年2月8日から施行する。
- 2 改正後の広島県農畜水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という）の規定は、平成5年12月27日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成6年3月30日施行）

- 1 この要綱は、平成6年3月30日から施行する。
- 2 改正後の広島県農畜水産関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という）の規定は、次項に定めるものを除き、平成6年2月28日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。
- 3 新要綱の規定中農業経営高度化資金のうち総合施設資金及び中核農業者育成資金のうち経営総合改善資金については平成6年2月24日以降、同和対策農業振興資金のうち農山漁村経営改善資金及び同和対策漁業振興資金のうち農山漁村経営改善資金は、平成6年1月26日以降に貸付決定された農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成6年7月29日施行）

- 1 この要綱は、平成6年7月29日から施行し、改正後の広島県農畜水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定は、平成6年4月1日から適用する。
- 2 改正後の広島県農畜水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という）の規定は、次項に定めるものを除き、平成6年4月1日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。
- 3 新要綱の規定中同和対策農業振興資金のうち農山漁村経営改善資金及び同和対策漁業振興資金のうち農山漁村経営改善資金は、平成6年3月24日以降に貸付決定された農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成6年10月12日施行）

- 1 この要綱は、平成6年10月12日から施行し、平成6年9月21日から適用する。
- 2 改正後の広島県農畜水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定は、平成6年9月21日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給を行った農業振興資金につい

ては、なお従前の例による。

附 則（平成7年7月1日施行）

- 1 この要綱は、平成7年7月1日から施行し、改正後の広島県農畜水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定は、平成7年4月1日から適用する。
- 2 改正後の広島県農畜水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という）の規定は、次項に定めるものを除き、平成7年4月1日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。
- 3 新要綱の規定中同和对策農業振興資金のうち農山漁村経営改善資金及び同和对策漁業振興資金のうち農山漁村経営改善資金は、平成7年2月10日以降に貸付決定された農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成7年12月15日施行）

- 1 この要綱は、平成7年12月15日から施行する。
- 2 改正後の広島県農畜水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という）の規定は、次項に定めるものを除き、平成7年11月10日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。
- 3 新要綱の規定中同和对策農業振興資金のうち農山漁村経営改善資金及び同和对策漁業振興資金のうち農山漁村経営改善資金は、平成7年10月16日以降に貸付決定された農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成8年1月18日施行）

- 1 この要綱は、平成8年1月18日から施行する。
- 2 改正後の広島県農畜水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という）の規定は、次項に定めるものを除き、平成7年12月8日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成8年5月22日施行）

- 1 この要綱は、平成8年5月22日から施行し、第2項、第3項及び第4項に定めるものを除き、平成8年4月1日から適用する。
- 2 改正後の広島県農畜水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という）の規定は、平成8年4月15日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。
- 3 新要綱の規定中中核農業者育成資金のうち農地取得資金、ニューファーマー・ステップアップ資金のうち農地等取得資金、同和对策農業振興資金のうち農地等取得資金は、平成8年4月8日以降に貸付決定された農業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金については、なお従前の例による。
- 4 平成9年度以降についての付表1中県の補助率（年2.475%の補助率に限る。）と付表2中県の補助率（年0.9%の補助率に限る。）の適用については、当該補助率に係る予算の議決のあった場合を除くほか、これを適用しないものとする。

附 則（平成8年10月15日施行）

- 1 この要綱は、平成8年10月15日から施行し、平成8年10月4日から適用する。
- 2 改正後の広島県農畜水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という）の規定は、次項に定めるものを除き、平成8年9月20日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。
- 3 新要綱の規定中平成8年降ひょう被害農家経営維持資金は、平成8年10月4日から平成9年1月20日までに市町村長が利子補給承諾を行い、平成9年1月31日までに貸し付けられた農業振興資金について適用する。
- 4 新要綱の規定中環境にやさしい畜産経営推進事業は、平成8年度借受分から適用する。

附 則（平成9年3月6日施行）

- 1 この要綱は、平成9年3月6日から施行する。
- 2 改正後の広島県農畜水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という）の規定は、平成9年2月7日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。
- 3 新要綱の規定中同和对策農業振興資金のうち農山漁村経営改善資金は、平成9年1月24日以降に貸付決定された農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。
- 4 新要綱の規定中大家畜経営活性化資金及び養豚経営改善資金は、平成8年11月28日以降に貸付決定された農業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月31日施行）

- 1 この要綱は、平成9年3月31日から施行する。
- 2 改正後の広島県農畜水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という）の規定は、平成9年3月28日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。
- 3 新要綱の規定中同和对策農業振興資金のうち農山漁村経営改善資金は、平成9年3月19日以降に貸付決定された農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。
- 4 就農研修資金等償還金助成事業は、平成8年度借受分から適用する。

附 則（平成9年4月8日施行）

- 1 この要綱は、平成9年4月8日から施行する。
- 2 改正後の広島県農畜水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という）の規定は、平成9年4月1日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。
- 3 新要綱の規定中同和对策農林漁業振興資金のうち林業経営育成資金（林地取得）、林業経営安定資金（林業経営維持）、農山漁村経営改善資金（林業）については、平成8年3月31日までは、広島県林業関係事業補助金交付要綱を適用する。

附 則（平成9年5月8日施行）

- 1 この要綱は、平成9年5月8日から施行する。
- 2 改正後の広島県農畜水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という）の規定は、平成9年4月

23日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。

- 3 新要綱の規定中同和対策農林漁業振興資金のうち農山漁村経営改善資金は、平成9年4月9日以降に貸付決定された農業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成9年5月22日施行）

- 1 この要綱は、平成9年5月22日から施行し、平成9年4月1日から適用する。
- 2 改正後の広島県農畜水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定は、平成9年5月9日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成9年9月9日施行）

- 1 この要綱は、平成9年9月9日から施行する。
- 2 改正後の広島県農畜水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定は、平成9年5月23日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成9年12月16日施行）

- 1 この要綱は、平成9年12月16日から施行する。
- 2 改正後の広島県農畜水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定は、平成9年6月23日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成9年12月16日施行）

- 1 この要綱は、平成9年12月16日から施行する。
- 2 改正後の広島県農畜水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定は、平成9年7月1日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成9年12月16日施行）

- 1 この要綱は、平成9年12月16日から施行する。
- 2 改正後の広島県農畜水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という）の規定は、平成9年7月25日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。
- 3 新要綱の規定中同和対策農林漁業振興資金のうち農山漁村経営改善資金は、平成9年7月11日以降に貸付決定された農業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成9年12月16日施行）

- 1 この要綱は、平成9年12月16日から施行する。
- 2 改正後の広島県農畜水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という）の規定は、平成9年8月22日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村

長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。

- 3 新要綱の規定中同和対策農林漁業振興資金のうち農山漁村経営改善資金は、平成9年8月8日以降に貸付決定された農業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成9年12月16日施行）

- 1 この要綱は、平成9年12月16日から施行する。
- 2 改正後の広島県農畜水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という）の規定は、平成9年9月24日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。
- 3 新要綱の規定中同和対策農林漁業振興資金のうち農山漁村経営改善資金は、平成9年9月10日以降に貸付決定された農業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成9年12月16日施行）

- 1 この要綱は、平成9年12月16日から施行する。
- 2 改正後の広島県農畜水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という）の規定は、平成9年10月27日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。
- 3 新要綱の規定中同和対策農林漁業振興資金のうち農山漁村経営改善資金は、平成9年10月13日以降に貸付決定された農業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成9年12月16日施行）

- 1 この要綱は、平成9年12月16日から施行する。
- 2 改正後の広島県農畜水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という）の規定は、平成9年11月20日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。
- 3 新要綱の規定中同和対策農林漁業振興資金のうち農山漁村経営改善資金は、平成9年11月6日以降に貸付決定された農業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金については、なお従前の例による。
- 4 新要綱の規定中大家畜経営活性化資金及び養豚経営活性化資金は、平成9年11月27日以降に貸付決定された農業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金については、なお従前の例による。
- 5 新要綱の規定中稲作経営安定緊急対策特別資金は、平成9年12月18日から平成10年3月31日までに市町村が利子補給承諾を行い、平成10年4月10日までに貸し付けられた農業振興資金について適用する。

附 則（平成10年3月6日施行）

- 1 この要綱は、平成10年3月6日から施行する。
- 2 改正後の広島県農畜水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という）の規定は、平成10年2月6日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。
- 3 新要綱の規定中同和対策農林漁業振興資金のうち農山漁村経営改善資金は、平成10年1月23日以降に貸付決定された農業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金については、なお従前の例

による。

- 4 新要綱の規定中平成9年産かんきつ経営緊急維持資金は、平成10年2月18日から平成10年3月31日までに市町村長が利子補給承諾を行い、平成10年4月10日までに貸し付けられた農業振興資金について適用する。

附 則（平成10年3月30日施行）

- 1 この要綱は、平成10年3月30日から施行する。
- 2 改正後の広島県農畜水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という）の規定は、平成10年3月9日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。
- 3 新要綱の規定中中核農業者育成資金のうち農地等取得資金、ニューファーマー・ステップアップ資金のうち農地等取得資金、同和対策農林漁業振興資金のうち農地等取得資金、林業経営育成資金、林業経営安定資金、農村漁村経営改善資金は、平成10年2月27日以降に貸付決定された農業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月31日施行）

- 1 この要綱は、平成10年3月31日から施行する。
- 2 改正後の広島県農畜水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という）の規定は、平成10年3月17日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。
- 3 新要綱の規定中同和対策農林漁業振興資金のうち農山漁村経営改善資金は、平成10年3月11日以降に貸付決定された農業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成10年5月25日施行）

- 1 この要綱は、平成10年5月25日から施行する。
- 2 改正後の広島県農畜水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という）の規定は、平成10年4月14日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。
- 3 新要綱の規定中同和対策農林漁業振興資金のうち農山漁村経営改善資金は、平成10年4月8日以降に貸付決定された農業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成10年7月29日施行）

- 1 この要綱は、平成10年7月29日から施行し、改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、第2項及び第3項に定めるものを除き、平成10年4月1日から適用する。
- 2 新要綱別表2の付表1及び付表2の規定は、平成10年6月16日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。
- 3 新要綱の規定中同和対策農林漁業振興資金のうち農山漁村経営改善資金は、平成10年6月10日以降に貸付決定された農業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成10年9月14日施行）

- 1 この要綱は、平成10年9月14日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という）の規定は、平成10年8月31日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。
- 3 新要綱の規定中アグリトピアゼロ資金1号資金のうち農業経営基盤強化資金、アグリトピアゼロ資金2号資金及び4号資金のうち農地等取得資金、農業経営基盤強化資金、同和対策農林漁業振興資金のうち農地等取得資金、林業経営育成資金、林業経営安定資金、農山漁村経営改善資金は、平成10年8月21日以降に貸付決定された農業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成10年11月2日施行）

- 1 この要綱は、平成10年11月2日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という）の規定は、平成10年9月18日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。
- 3 新要綱の規定中同和対策農林漁業振興資金のうち農山漁村経営改善資金は、平成10年9月11日以降に貸付決定された農業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成10年12月22日施行）

- 1 この要綱は、平成10年12月22日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という）の規定は、平成10年10月22日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。
- 3 新要綱の規定中同和対策農林漁業振興資金のうち農山漁村経営改善資金は、平成10年10月16日以降に貸付決定された農業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金については、なお従前の例による。
- 4 新要綱の規定中大家畜経営活性化資金及び養豚経営活性化資金は、平成10年11月30日以降に貸付決定された農業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金については、なお従前の例による。
- 5 新要綱の規定中広島かき経営維持安定資金の規定は、平成10年12月17日から平成11年3月31日までに市町村長が利子補給承諾を行い、平成11年3月31日までに貸付けられた漁業振興資金について適用する。

附 則（平成11年1月28日施行）

- 1 この要綱は、平成11年1月28日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という）の規定は、平成11年1月6日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。
- 3 新要綱の規定中アグリトピアゼロ資金1号資金のうち農業経営基盤強化資金、アグリトピアゼロ資金2号資金及び4号資金のうち農地等取得資金、農業経営基盤強化資金、同和対策農林漁業振興資金のうち農地等取得資金、林業経営育成資金、林業経営安定資金、農山漁村経営改善資金は、平成10年12月22日以降に貸付決定された農業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成11年2月19日施行）

- 1 この要綱は、平成11年2月19日から施行する。

- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という）の規定は、平成11年2月12日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。
- 3 新要綱の規定中アグリトピアゼロ資金1号資金のうち農業経営基盤強化資金、アグリトピアゼロ資金2号資金及び4号資金のうち農地等取得資金、農業経営基盤強化資金、同和対策農林漁業振興資金のうち農地等取得資金、林業経営育成資金、林業経営安定資金、農山漁村経営改善資金は、平成11年2月3日以降に貸付決定された農業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成11年3月5日施行）

- 1 この要綱は、平成11年3月5日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という）の規定は、平成11年2月22日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。
- 3 新要綱の規定中同和対策農林漁業振興資金のうち農山漁村経営改善資金は、平成11年2月17日以降に貸付決定された農業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成11年3月31日施行）

- 1 この要綱は、平成11年3月31日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という）の規定中広島かき経営維持安定資金は、平成11年3月10日以降に市町村長が利子補給承諾を行った漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行った漁業振興資金については、なお従前の例による。ただし、平成11年3月10日以降に広島かき経営維持安定資金の利子補給率の変更に係る議決を行う市町村（以下「議決を行う市町村」という）については、その議決日以降に当該市町村長が利子補給承諾を行う漁業振興資金について適用し、議決日前に当該市町村長が利子補給承諾を行った漁業振興資金については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず平成11年2月12日から平成11年3月9日までの間に市町村長が利子補給承諾を行い平成11年3月10日以降に市町村長が利子補給率を変更する旨の承諾（以下「変更承諾」という）を行った広島かき経営維持安定資金については、次の表の第1項に掲げる期間の区分ごとに、新要綱の付表2中県の補助率「年0.925%」とあるのは同表の第2項に、「年1.175%」とあるのは同表の第3項に、「年1.425%」とあるのは同表の第4項にそれぞれ掲げる補助率を当該変更承諾日以降は適用し、変更承諾日前の補助率については、なお従前の例による。

この場合において、議決を行う市町村はこの項において「平成11年3月9日」とあるのを「議決日前日」に読み替えて適用する。

1 利子補給承諾日	2 被害割合 10～30%未満	3 被害割合 30～50%未満	4 被害割合 50%以上
平成11年2月12日から平成11年2月21日まで	年1.0%	年1.25%	年1.5%
平成11年2月22日から平成11年3月9日まで	年0.925%	年1.175%	年1.425%

附 則（平成11年7月2日施行）

- 1 この要綱は、平成11年7月2日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という）の規定は、平成11年4月

27日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。

- 3 新要綱の規定中同和対策農林漁業振興資金のうち農山漁村経営改善資金は、平成11年4月21日以降に貸付決定された農業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成11年7月2日施行）

- 1 この要綱は、平成11年7月2日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という）の規定は、平成11年5月25日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。
- 3 新要綱の規定中同和対策農林漁業振興資金のうち農山漁村経営改善資金は、平成11年5月19日以降に貸付決定された農業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成11年7月15日施行）

- 1 この要綱は、平成11年7月15日から施行し、改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、第2項及び第3項に定めるものを除き、平成11年4月1日から適用する。
- 2 新要綱別表2の付表1及び付表2の規定は、平成11年6月16日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。
- 3 新要綱の規定中同和対策農林漁業振興資金のうち農山漁村経営改善資金は、平成11年6月11日以降に貸付決定された農業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成11年8月24日施行）

- 1 この要綱は、平成11年8月24日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という）の規定は、平成11年8月3日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。
- 3 新要綱の規定中同和対策農林漁業振興資金のうち農山漁村経営改善資金は、平成11年7月23日以降に貸付決定された農業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金については、なお従前の例による。
- 4 新要綱の規定中アグリトピアゼロ資金1号資金のうち農業経営基盤強化資金、アグリトピアゼロ資金2号資金及び4号資金のうち農地等取得資金、農業経営基盤強化資金、同和対策農林漁業振興資金のうち農地等取得資金、林業経営育成資金、林業経営安定資金は、平成11年7月26日以降に貸付決定された農業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金については、なお従前の例による。
- 5 新要綱の規定中平成11年被害農林漁業者救済資金は、平成11年8月24日から平成12年3月31日までに市町村長が利子補給承諾を行い、平成12年4月10日までに貸し付けられた農業振興資金について適用する。

附 則（平成11年10月6日施行）

- 1 この要綱は、平成11年10月6日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という）の規定は、平成11年9月

28日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。

- 3 新要綱の規定中平成11年被害農林漁業者救済資金の林業者救済資金及び漁業者救済資金のうち農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）は、平成11年9月10日以降に貸付決定された農業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金については、なお従前の例による。
- 4 新要綱の規定中アグリトピアゼロ資金2号資金及び4号資金のうち農地等取得資金、同和対策農林漁業振興資金のうち農地等取得資金、林業経営育成資金、林業経営安定資金、農山漁村経営改善資金、平成11年被害農林漁業者救済資金の林業者救済資金のうち林業基盤整備資金、林業経営安定資金は、平成11年9月17日以降に貸付決定された農業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成12年1月13日施行）

- 1 この要綱は、平成12年1月13日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という）の規定は、平成11年10月20日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。
- 3 新要綱の規定中同和対策農林漁業振興資金のうち農山漁村経営改善資金、平成11年被害農林漁業者救済資金の林業者救済資金及び漁業者救済資金のうち農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）は、平成11年10月14日以降に貸付決定された農業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成12年1月13日施行）

- 1 この要綱は、平成12年1月13日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という）の規定は、平成11年11月29日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。
- 3 新要綱の規定中大家畜経営活性化資金及び養豚経営活性化資金は、平成11年11月10日以降に貸付決定された農業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金については、なお従前の例による。
- 4 新要綱の規定中同和対策農林漁業振興資金のうち農山漁村経営改善資金、平成11年被害農林漁業者救済資金の林業者救済資金及び漁業者救済資金のうち農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）は、平成11年11月12日以降に貸付決定された農業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金については、なお従前の例による。
- 5 新要綱の規定中アグリトピアゼロ資金1号資金のうち農業経営基盤強化資金、アグリトピアゼロ資金2号資金及び4号資金のうち農地等取得資金、農業経営基盤強化資金、同和対策農林漁業振興資金のうち農地等取得資金、林業経営育成資金、林業経営安定資金、平成11年被害農林漁業者救済資金の林業者救済資金のうち林業基盤整備資金、林業経営安定資金は、平成11年11月18日以降に貸付決定された農業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金については、なお従前の例による。
- 6 新要綱の規定中平成11年台風18号等による被害農業者救済資金、平成11年台風18号等による農業施設災害特別資金、平成11年台風18号等による被害漁業者救済資金は、平成11年11月12日から平成12年3月31日までに市町村長が利子補給承諾を行い、平成12年3月31日までに貸し付けられた農業振興資金及び漁業振興資金について適用する。
- 7 新要綱の規定中平成11年台風18号等による漁業施設災害特別資金の規定は、平成11年11月12日から平成12年7月31日までに市町村長が利子補給承諾を行い、平成12年8月31日までに貸し付けられた漁業

振興資金について適用する。

- 8 新要綱の規定中平成11年台風18号等による漁業共済担保貸付資金の規定は、平成11年10月20日から平成12年1月20日までに市町村長が利子補給承諾を行い、平成12年1月20日までに貸し付けられた漁業振興資金について適用する。

附 則（平成12年1月25日施行）

- 1 この要綱は、平成12年1月25日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という）の規定は、平成12年1月7日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。
- 3 新要綱の規定中同和対策農林漁業振興資金のうち農山漁村経営改善資金、平成11年被害農林漁業者救済資金の林業者救済資金及び漁業者救済資金のうち農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）は、平成11年12月17日以降に貸付決定された農業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金については、なお従前の例による。
- 4 新要綱の規定中アグリトピアゼロ資金2号資金及び4号資金のうち農地等取得資金、同和対策農林漁業振興資金のうち農地等取得資金、林業経営育成資金、林業経営安定資金、平成11年被害農林漁業者救済資金の林業者救済資金のうち林業基盤整備資金、林業経営安定資金は、平成11年12月24日以降に貸付決定された農業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成12年2月8日施行）

- 1 この要綱は、平成12年2月8日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という）の規定は、平成12年2月2日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。
- 3 新要綱の規定中同和対策農林漁業振興資金のうち農山漁村経営改善資金、平成11年被害農林漁業者救済資金の林業者救済資金及び漁業者救済資金のうち農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）は、平成12年1月28日以降に貸付決定された農業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金については、なお従前の例による。
- 4 新要綱の規定中平成11年産かんきつ経営緊急対策資金は、平成12年2月8日から平成12年3月31日までに貸し付けられた農業振興資金について適用する。

附 則（平成12年2月24日施行）

- 1 この要綱は、平成12年2月24日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という）の規定は、平成12年2月21日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。
- 3 新要綱の規定中同和対策農林漁業振興資金のうち農山漁村経営改善資金、平成11年被害農林漁業者救済資金の林業者救済資金及び漁業者救済資金のうち農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）は、平成12年2月16日以降に貸付決定された農業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月23日施行）

- 1 この要綱は、平成12年3月23日から施行する。

- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という）の規定は、平成12年3月27日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。
- 3 新要綱の規定中同和对策農林漁業振興資金のうち農山漁村経営改善資金、平成11年被害農林漁業者救済資金の林業者救済資金及び漁業者救済資金のうち農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）は、平成12年3月10日以降に貸付決定された農業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金については、なお従前の例による。
- 4 新要綱の規定中アグリトピアゼロ資金1号資金のうち農業経営基盤強化資金、アグリトピアゼロ資金2号資金及び4号資金のうち農地等取得資金、農業経営基盤強化資金、同和对策農林漁業振興資金のうち農地等取得資金、林業経営育成資金、林業経営安定資金、平成11年被害農林漁業者救済資金の林業者救済資金のうち林業基盤整備資金、林業経営安定資金は、平成12年3月16日以降に貸付決定された農業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成12年5月18日施行）

- 1 この要綱は、平成12年5月18日から施行し、改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という）の規定は、第2項、第3項及び第4項に定めるものを除き、平成12年4月1日から適用する。
- 2 新要綱別表2の付表1及び付表2の規定は、平成12年4月21日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。
- 3 新要綱の規定中同和对策農林漁業振興資金のうち農山漁村経営改善資金、平成11年被害農林漁業者救済資金の林業者救済資金及び漁業者救済資金のうち農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）は、平成12年4月7日以降に貸付決定された農業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金については、なお従前の例による。
- 4 新要綱の規定中アグリトピアゼロ資金2号資金及び4号資金のうち農地等取得資金、同和对策農林漁業振興資金のうち農地等取得資金、林業経営育成資金、林業経営安定資金は、平成12年4月13日以降に貸付決定された農業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成12年6月12日施行）

- 1 この要綱は、平成12年6月12日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という）の規定は、平成12年5月25日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。
- 3 新要綱の規定中同和对策農林漁業振興資金のうち農山漁村経営改善資金は、平成12年5月19日以降に貸付決定された農業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成12年6月30日施行）

- 1 この要綱は、平成12年6月30日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という）の規定は、平成12年6月19日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。
- 3 新要綱の規定中同和对策農林漁業振興資金のうち農山漁村経営改善資金は、平成12年6月14日以降に貸付決定された農業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金については、なお従前

の例による。

附 則（平成12年10月3日施行）

- 1 この要綱は、平成12年10月3日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という）の規定は、平成12年9月25日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。
- 3 新要綱の規定中アグリトピアゼロ資金1号資金のうち農業経営基盤強化資金、アグリトピアゼロ資金2号資金及び4号資金のうち農地等取得資金、農業経営基盤強化資金、同和対策農林漁業振興資金のうち農地等取得資金、林業経営育成資金、林業経営安定資金、農山漁村経営改善資金は、平成12年9月14日以降に貸付決定された農業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成12年10月31日施行）

- 1 この要綱は、平成12年10月31日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という）の規定は、平成12年10月26日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。
- 3 新要綱の規定中アグリトピアゼロ資金2号資金及び4号資金のうち農地等取得資金、同和対策農林漁業振興資金のうち農地等取得資金、林業経営育成資金、林業経営安定資金、農山漁村経営改善資金は、平成12年10月18日以降に貸付決定された農業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成13年1月5日施行）

- 1 この要綱は、平成13年1月5日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という）の規定は、平成12年12月18日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。
- 3 新要綱の規定中同和対策農林漁業振興資金のうち農山漁村経営改善資金は、平成12年12月13日以降に貸付決定された農業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成13年2月7日施行）

- 1 この要綱は、平成13年2月7日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という）の規定は、平成13年2月1日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。
- 3 新要綱の規定中同和対策農林漁業振興資金のうち農山漁村経営改善資金は、平成13年1月26日以降に貸付決定された農業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月5日施行）

- 1 この要綱は、平成13年3月5日から施行する。

- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という）の規定は、平成13年2月26日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。
- 3 新要綱の規定中同和対策農林漁業振興資金のうち農山漁村経営改善資金は、平成13年2月21日以降に貸付決定された農業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月26日施行）

- 1 この要綱は、平成13年3月26日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という）の規定は、平成13年3月19日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。
- 3 新要綱の規定中同和対策農林漁業振興資金のうち農山漁村経営改善資金は、平成13年3月14日以降に貸付決定された農業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成13年7月4日施行）

- 1 この要綱は、平成13年7月4日から施行し、改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という）の規定は、第2項に定めるものを除き、平成13年4月1日から適用する。
- 2 新要綱別表2の付表1及び付表2の規定は、平成13年4月2日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成13年10月15日施行）

この要綱は、平成13年10月15日から施行し、改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定は、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成13年10月19日施行）

この要綱は、平成13年10月19日から施行する。

附 則（平成14年1月11日施行）

- 1 この要綱は、平成14年1月11日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定中繁殖農家生産振興事業は、平成13年12月17日から平成14年3月31日までに実施された事業について適用する。
- 3 新要綱の規定中別記様式第2号（その20）は、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成14年3月29日施行）

- 1 この要綱は、平成14年3月29日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定は、平成13年5月1日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成14年3月29日施行）

- 1 この要綱は、平成14年3月29日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定は、平成13年5月9日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成14年3月29日施行）

- 1 この要綱は、平成14年3月29日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定は、平成13年5月18日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成14年3月29日施行）

- 1 この要綱は、平成14年3月29日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定は、平成13年6月1日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成14年3月29日施行）

- 1 この要綱は、平成14年3月29日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定は、平成13年6月18日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成14年3月29日施行）

- 1 この要綱は、平成14年3月29日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定は、平成13年7月3日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成14年3月29日施行）

- 1 この要綱は、平成14年3月29日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定は、平成13年7月18日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成14年3月29日施行）

- 1 この要綱は、平成14年3月29日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定は、平成13年8月3日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成14年3月29日施行）

- 1 この要綱は、平成14年3月29日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定は、平成13年8月14日以降に市町村長が利

子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成14年3月29日施行）

- 1 この要綱は、平成14年3月29日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定は、平成13年8月20日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成14年3月29日施行）

- 1 この要綱は、平成14年3月29日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定は、平成13年9月3日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成14年3月29日施行）

- 1 この要綱は、平成14年3月29日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定は、平成13年10月3日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成14年3月29日施行）

- 1 この要綱は、平成14年3月29日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定は、平成13年11月2日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成14年3月29日施行）

- 1 この要綱は、平成14年3月29日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定は、平成13年12月4日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成14年3月29日施行）

- 1 この要綱は、平成14年3月29日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定は、平成13年12月19日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成14年3月29日施行）

- 1 この要綱は、平成14年3月29日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定は、平成14年1月4日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成14年3月29日施行）

- 1 この要綱は、平成14年3月29日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成14年1月21日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金については、なお従前の例による。
- 3 新要綱の規定中同和対策農林漁業振興資金のうち林業経営安定資金は、平成14年1月10日以降に貸付決定された農業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成14年3月29日施行）

- 1 この要綱は、平成14年3月29日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定は、平成14年2月8日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成14年3月29日施行）

- 1 この要綱は、平成14年3月29日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成14年2月20日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金及び漁業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金及び漁業振興資金については、なお従前の例による。
- 3 新要綱の規定中アグリトピアゼロ資金のうち農業経営基盤強化資金、農業経営基盤強化資金は、平成14年2月19日以降に貸付決定された農業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成14年3月29日施行）

- 1 この要綱は、平成14年3月29日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成14年3月18日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金については、なお従前の例による。
- 3 新要綱の規定中アグリトピアゼロ資金のうち農業経営基盤強化資金、農業経営基盤強化資金は、平成14年3月8日以降に貸付決定された農業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金については、なお従前の例による。
- 4 新要綱の規定中別記様式第2号（その21）は、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成14年5月15日施行）

- 1 この要綱は、平成14年5月15日から施行し、改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成14年4月1日から適用する。
- 2 新要綱の規定中地域畜産振興事業費補助金のうち繁殖農家生産振興事業及び肉用牛肥育経営緊急安定対策事業については、別に定めるところにより農林水産部長が牛海綿状脳症発生の影響がなくなったと判断した時点で事業を終了するものとする。

附 則（平成14年8月30日施行）

- 1 この要綱は、平成14年8月30日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定は、平成14年4月1日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成14年10月31日施行）

- 1 この要綱は、平成14年10月31日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という）の規定は、平成14年9月19日以降に市町村長が利子補給承諾を行った農業振興資金について適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金については、なお従前の例による。
- 3 新要綱の規定中、アグリトピアゼロ資金（農業経営基盤強化資金）、アグリトピアゼロ資金（新規就農者育成確保資金（ただし、経営体育成強化資金（農林漁業金融公庫資金）に限る。））及び農業経営基盤強化資金は、平成14年7月1日以降に貸付決定された農業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成15年6月2日施行）

- 1 この要綱は、平成15年6月2日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という）の規定は、平成15年4月1日から適用し、同日前に市町村長が利子補給承諾を行っている農業振興資金については、なお従前の例による。
- 3 新要綱の規定中アグリトピアゼロ資金（認定農業者等育成確保資金（集落法人育成確保資金））及び集落法人経営安定資金については、平成15年5月26日から適用する。

附 則（平成15年12月22日施行）

- 1 この要綱は、平成15年12月22日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定中BSE発生対策事業は、平成15年11月21日から平成15年12月8日までに実施された事業について適用する。

附 則（平成16年2月12日施行）

この要綱は、平成16年2月12日から施行する。

附 則（平成16年5月14日施行）

- 1 この要綱は、平成16年5月14日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という）の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成16年10月18日施行）

- 1 この要綱は、平成16年10月18日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定中、被害農作物等緊急対策事業及び漁業施設災害緊急対策事業・漁場復旧等環境整備事業は、台風16号によって平成16年8月30日以降生じた被害対策事業及び台風18号によって平成16年9月7日以降生じた被害対策事業について適用する。

附 則（平成16年11月5日施行）

- 1 この要綱は、平成16年11月5日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定中、被害農作物等緊急対策事業及び漁業施設災害緊急

対策事業・漁場復旧等環境整備事業は、台風21号によって平成16年9月29日以降生じた被害対策事業及び台風23号によって平成16年10月20日以降生じた被害対策事業について適用し、同日前に生じた被害対策事業については、なお従前の例による。

附 則（平成17年5月25日施行）

- 1 この要綱は、平成17年5月25日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成17年10月24日施行）

- 1 この要綱は、平成17年10月24日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定中、漁場復旧等環境整備事業は、台風14号によって平成17年9月4日以降生じた被害対策事業について適用する。

附 則（平成18年3月22日施行）

- 1 この要綱は、平成18年3月22日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定中、被害農作物等緊急対策事業は、平成17年12月4日以降に積雪により生じた被害対策事業について適用する。

附 則（平成18年5月15日施行）

- 1 この要綱は、平成18年5月15日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定は、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則（平成18年10月25日施行）

- 1 この要綱は、平成18年10月25日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定中、被害農作物等緊急対策事業は、台風第13号によって平成18年9月17日以降生じた被害対策事業について適用する。

附 則（平成19年3月13日施行）

- 1 この要綱は、平成19年3月13日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定中、広島かきイメージ回復緊急対策事業は、平成18年度に生じた風評被害対策事業について適用する。

附 則（平成19年4月1日施行）

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定は、平成19年度分の補助金から適用する。

附 則（平成20年4月1日施行）

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定は、平成20年度の補助金から適用する。

附 則（平成20年8月11日施行）

- 1 この要綱は、平成20年8月11日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定中、家畜飼料特別支援資

金は、平成20年8月11日以降に貸付決定された農業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金については、なお従前の例による。

- 3 新要綱の規定中、燃油高騰特別対策資金は、平成20年8月11日以降に貸付決定された漁業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている漁業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成21年4月1日施行）

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定は、平成21年度の補助金から適用する。

附 則（平成22年4月1日施行）

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定は、平成22年度の補助金から適用する。

附 則（平成22年6月23日施行）

- 1 この要綱は、平成22年6月23日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定中口蹄疫対策緊急事業は、平成22年6月23日から平成23年3月31日までに実施された事業について適用する。
- 3 新要綱の規定中、家畜飼料特別支援資金は、平成22年6月9日以降に貸付決定された農業振興資金について適用し、同日前に貸付決定されている農業振興資金については、なお従前の例による。

附 則（平成22年10月25日施行）

- 1 この要綱は、平成22年10月25日から施行する。

附 則（平成23年4月1日施行）

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定は、平成23年度の補助金から適用する。

附 則（平成23年7月22日施行）

- 1 この要綱は、平成23年7月22日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定中かき緊急安定供給対策事業は、平成23年7月22日から適用する。

附 則（平成24年4月1日施行）

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定は、平成24年度の補助金から適用する。

附 則（平成24年6月1日施行）

- 1 この要綱は、平成24年6月1日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定は、平成24年度の補助金から適用する。

附 則（平成25年3月15日施行）

- 1 この要綱は、平成25年3月15日から施行する。

附 則（平成25年4月1日施行）

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定は、平成25年度の補助金から適用する。

附 則（平成26年4月1日施行）

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定は、平成26年度の補助金から適用する。

附 則（平成26年11月10日施行）

- 1 この要綱は、平成26年11月10日から施行する。

附 則（平成27年3月26日施行）

- 1 この要綱は、平成27年3月26日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定は、平成27年度の補助金から適用する。

附 則（平成28年4月1日施行）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定は、平成28年度の補助金から適用する。

附 則（平成28年5月18日施行）

- 1 この要綱は、平成28年5月18日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成28年度の補助金から適用する。
- 3 新要綱のひろしま農業創生事業費補助金のうち担い手育成リース支援事業で造成する基金及び青年農業経営者育成支援事業については、次の取扱いとする。
 - (1) 基金事業実施期間終了後、基金に残額が生じた場合において、事業実施主体は残額のうち補助金相当額を県に返還する。
 - (2) 基金事業実施期間中であっても、基金に残額が生じると見込まれる場合において、県が指示する金額を事業実施主体は県に返還する。
- 4 新要綱のひろしま農業創生事業費補助金のうち担い手育成リース支援事業については、平成32年度に事業全体の仕組み等を検証する。

附 則（平成29年3月30日施行）

- 1 この要綱は、平成29年3月30日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定は、平成29年度の補助金から適用する。

附 則（平成30年3月29日施行）

- 1 この要綱は、平成30年3月29日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定は、平成30年度の補助金から適用する。

附 則（平成31年3月27日施行）

- 1 この要綱は、平成31年3月27日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定は、平成31年度の補助金から適用する。

附 則（令和2年3月26日施行）

- 1 この要綱は、令和2年3月26日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定は、令和2年度の補助金から適用する。
- 3 別記様式内の「平成」とあるものは、文言を削除する。

附 則（令和2年5月11日施行）

この要綱は、令和2年5月11日から施行し、改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱附則第5項の規定は、令和2年5月1日から適用する。

附 則（令和2年6月23日施行）

- 1 この要綱は、令和2年6月23日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定は、令和2年5月22日から適用する。

附 則（令和2年7月9日施行）

この要綱は、令和2年7月9日から施行する。

附 則（令和2年12月22日施行）

- 1 この要綱は、令和2年12月22日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定は、令和2年12月17日から適用する。

附 則（令和3年3月31日施行）

- 1 この要綱は、令和3年3月31日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定は、令和3年度の補助金から適用する。

附 則（令和3年8月1日施行）

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則（令和4年3月25日施行）

- 1 この要綱は、令和4年3月25日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定は、令和4年度の補助金から適用する。

附 則（令和4年7月27日施行）

- 1 この要綱は、令和4年7月27日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定中、配合飼料価格高騰緊急対策事業費補助金は、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和4年9月30日施行）

- 1 この要綱は、令和4年9月30日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定中、次の各号に掲げる補助金は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 配合飼料価格高騰緊急対策事業費補助金のうち2飼料購入費支援及び漁業経営改善緊急支援事業費補助金 令和4年4月1日
 - (2) 農産物生産供給体制強化事業費補助金 令和4年9月1日
 - (3) 施設園芸経営改善緊急支援事業費補助金 令和4年10月1日

附 則（令和5年1月26日施行）

- 1 この要綱は、令和5年1月26日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定中、次の各号に掲げる補助金は、当該各号に定める日

から適用する。

- (1) 肥料価格高騰緊急対策事業費補助金 令和4年6月1日
- (2) 学校給食用牛乳価格調整緊急対策事業費補助金 令和4年11月1日

附 則 (令和5年3月14日施行)

- 1 この要綱は、令和5年3月14日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定中、酪農経営改善緊急支援事業費補助金の規定は、令和4年10月1日から適用する。
- 3 新要綱の規定中、配合飼料価格高騰緊急対策事業費補助金のうち飼料購入費支援の規定は、令和5年4月1日以降の飼料購入から適用し、同日前の飼料購入については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年3月30日施行)

- 1 この要綱は、令和5年3月30日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定は、令和5年度の補助金等から適用し、この要綱による改正前の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱に基づき交付決定した補助金等については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年10月2日施行)

- 1 この要綱は、令和5年10月2日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定中、学校給食用牛乳価格調整緊急対策事業費補助金は、令和5年8月1日から適用し、同日前に交付決定した補助金については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年12月28日施行)

- 1 この要綱は、令和5年12月28日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定中、和牛繁殖経営改善緊急支援事業費補助金は、令和5年7月1日から適用する。

附 則 (令和6年3月26日施行)

- 1 この要綱は、令和6年3月26日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定は、令和6年度の補助金等から適用し、この要綱による改正前の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱に基づき交付決定した補助金等については、なお従前の例による。

附 則 (令和7年3月17日施行)

- 1 この要綱は、令和7年3月17日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定は、令和7年度の補助金等から適用し、この要綱による改正前の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱に基づき交付決定した補助金等については、なお従前の例による。

附 則 (令和8年1月22日施行)

- 1 この要綱は、令和8年1月22日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱の規定中、かき生産安定緊急対策事業補助金は、令和7年10月20日から適用する。

附 則 (令和8年3月30日施行)

- 1 この要綱は、令和8年3月30日から施行する。
- 2 改正後の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、次項に定めるものを除

き令和8年度の補助金等から適用し、この要綱による改正前の広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱に基づき交付決定した補助金等については、なお従前の例による。

3 新要綱の規定中、次の各号に掲げる補助金は、当該各号に定める日から適用する。

- (1) 畜産経営生産体質強化改善緊急支援事業費補助金のうち配合飼料価格安定制度生産者負担金支援事業及び酪農・和牛経営体飼料費支援事業 令和7年4月1日
- (2) 「おいしい！広島」農林水産物給食等提供事業費補助金、畜産経営生産体質強化改善緊急支援事業費補助金のうち自給飼料生産機械導入支援事業及び漁場基盤改良事業費補助金のうち漁場生産性向上事業 令和8年3月30日

別表1 (第2条関係)

補助金名	事業名	事業内容	経費	補助率	重要な変更	
					経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 補助金 担い手育成支援事業費	担い手育成支援事業	担い手への農用地の利用集積を積極的に取り組む地区について、土地改良負担金の軽減や事業効果の高度化を図るための諸活動に対する助成を行う事業	農家負担金軽減支援対策事業実施要綱(平成23年4月1日付け22農振第2304号農林水産事務次官通達)により認定した「担い手育成支援計画」に基づき、土地改良区又は市町に対し、土地改良事業負担金の償還利息の一部に相当する額を助成する経費	1/2 ただし、1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる	補助金の総額の変更	
2 補助金 農業委員会等対策事業費	農業委員会ネットワーク機構活動推進事業	農業委員会ネットワーク機構の活動を支援する事業	農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第43条第1項の規定による農業委員会ネットワーク機構の業務に必要な運営に要する経費	定額	補助金の総額の変更	
3 開催費補助金 ひろしまフードフェスティバル	ひろしまフードフェスティバル開催事業	「食」を中心とした県内外の多様な交流の場となる一大秋祭りを創出し、広島のすばらしさを実感できるイベントを開催する事業	ひろしまフードフェスティバル実行委員会が、県内外の多様な交流促進のため、「食」を中心としたイベントを開催するのに要する経費	定額	補助金の総額の変更	
4 補助金 ひろしま地産地消推進事業費	ひろしま地産地消推進事業	ひろしま地産地消推進県民条例(平成23年広島県条例第24号)に基づいて進める取組のうち、「地産地消の理解促進」並びに「県内農林水産物の利活用の促進」及び「生産者と消費者の交流・協働の促進」に係る施策を推進する事業	ひろしま地産地消推進協議会が事業を行うのに要する経費	1/2以内	事業に要する経費の30%を超える増減	
5 物おおい等しい提供!広島「農林水産」補助金	「おいしい!広島」農林水産物給食等提供事業	県内小中学校において県産農林水産物を提供し、食料品の物価高騰により影響を受けている学校給食等を充実するとともに、食育活動の実施により、県産農林水産物の消費拡大や子供達への地域への愛着心醸成を図る取組を支援する事業	学校給食において提供する和牛肉、水産物等の調達その他の学校給食の充実を図るために知事が必要と認める経費	定額	補助金の総額の増、又は30%を超える減	事業の中止又は廃止

別表1 (第2条関係)

補助金名	事業名	事業内容	経費	補助率	重要な変更	
					経費の配分の変更	事業の内容の変更
6 生産調整推進対策事業費補助金	需要に応じた米の生産推進事業	消費者重視・市場重視の考え方に立って、需要に即応した米づくりの推進を通じて水田農業経営の安定と発展を図るため、米の需給調整を実施する事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町が事業実施主体の場合 需要に応じた米生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知。以下「推進要領」という。)等に基づき市町が生産調整方針の適切な運用に関する助言・指導を行うのに要する経費 2 広島県農業再生協議会が事業実施主体の場合 推進要領等に基づき広島県農業再生協議会が次の事業を行うのに要する経費 (1) 米の需給調整取組状況の把握・報告 (2) 米の需給調整の推進に関する助言等 (3) 翌年度米の県域の目安の設定及び地域農業再生協議会別の生産の目安等の情報提供 (4) 水稻生産実施計画書の作成等 (5) 協議会運営に係る経費 3 地域農業再生協議会が事業実施主体の場合 推進要領等に基づき地域農業再生協議会が行う次の事業に要する経費に対し、市町が補助するのに要する経費 (1) 農業者別の生産の目安等の設定方針の策定 (2) 米の需給調整実施状況の確認 (3) 翌年度米の生産調整方針作成者別の生産の目安等の情報提供 (4) 水稻生産実施計画書の作成等 4 農業協同組合が事業実施主体の場合 推進要領等に基づき農業協同組合が行う次の事業に要する経費に対し、市町が補助するのに要する経費 (1) 農業者別の生産の目安等の配分 (2) 水稻生産実施計画書の作成等 	定額	事業実施主体ごとの総事業費の30%を超える増減	事業内容の新設又は廃止
7 野菜価格安定対策費補助金	1 野菜生産出荷安定資金造成円滑化事業	計画的な野菜生産と供給を目指し長期的な野菜価格の安定を図るため、野菜安値補償準備金を造成する事業	広島県野菜価格安定資金協会が野菜安値補償金の交付に要する資金を造成するのにあてるための経費	20/100以内	補助金の総額の変更	事業計画の変更
	2 野菜安値補償準備金造成事業	計画的な野菜生産と供給を目指し長期的な野菜価格の安定を図るため、野菜安値補償準備金を造成する事業	広島県野菜価格安定資金協会が野菜安値補償金の交付に要する資金として、業務対象年間に造成する補償準備金にあてるための経費で国費補助分を除いた経費 <ol style="list-style-type: none"> 1 特定野菜事業 2 指定野菜事業 	定額	補助金の総額の変更	事業計画の変更

別表1 (第2条関係)

補助金名	事業名	事業内容	経費	補助率	重要な変更	
					経費の配分の変更	事業の内容の変更
8 補助金のイノベーション推進事業費	食のイノベーション推進事業	農水産事業者と多様な業種の企業が連携し、農水産事業者の稼ぐ力を高めることに資する新規事業の立ち上げを支援する事業	新規事業の立ち上げに必要な機械の導入その他の知事が必要と認める経費	定額 (ただし、250万円を上限とする。)	事業に要する経費の30%を超える増減	事業主体の変更
9 業費4補助金 第46回全青連全国大会開催事業	第46回全青連全国大会開催事業	青果物に係る小売業界全体の発展及び消費者へのサービス向上等を図るため、「第46回全青連全国大会「中国・四国広島大会」」の開催を支援する事業	第46回全青連全国大会「中国・四国広島大会」実行委員会が行う、当該大会の開催に要する経費	定額	補助金の総額の変更	
10 援ひろしま補助金 ひろしま型スマート農業普及支援事業	ひろしま型スマート農業普及支援事業	スマート農業技術の普及を図るため、産地等における機械・システムの導入や農業支援サービス事業体の育成等を支援する事業	産地単位でスマート農業技術の普及を図るための実証に必要な機械・機器等のリースによる導入その他の知事が必要と認める経費	定額、1/2以内 (ただし、1地区当たり400万円以内)	事業に要する経費の30%を超える増減	1 事業内容の新設又は廃止 2 事業主体の変更 3 成果目標の変更
11 地域畜産振興事業費補助金	肉用子牛価格安定対策事業	肉用子牛生産者積立金の一部を助成することにより子牛生産者の経営安定を図る事業	(一社)広島県畜産協会が、肉用子牛の価格差補てん積立金の造成を行うのに要する経費	定額	補助金の総額の変更	生産者積立金積立計画の変更
12 費広島補助金 血統和牛増産事業	広島血統和牛増産事業	1 広島血統繁殖雌牛借受促進支援 広島血統繁殖雌牛の借受及び飼養を促進する事業	全国農業協同組合連合会広島県本部が所有する広島血統繁殖雌牛を借り受けて、一定の期間飼養し、子牛を生産するのに要する経費	定額 (ただし、1頭当たり10万円以内)	総事業費の30%を超える増減	
		2 保留促進支援 広島血統子牛の保留を促進する事業	広島血統の子牛を保留するのに要する経費	定額 (ただし、1頭当たり10万円以内)	総事業費の30%を超える増減	

別表1 (第2条関係)

補助金名	事業名	事業内容	経費	補助率	重要な変更	
					経費の配分の変更	事業の内容の変更
12 補助金 血統和牛増産事業費		3 受精卵産子の直接取引促進支援 県内の酪農経営者が生産した広島血統子牛を、県内の肥育経営者へ直接取引する場合において、酪農経営者が販売取引をした頭数に応じた支援金を交付する事業	広島県酪農協同組合その他の知事が必要と認める者が、酪農経営者に対し、支援金を交付するために必要な経費	定額 (ただし、1頭あたり1万円以内)	総事業費の30%を超える増減	
13 畜産経営生産体 質強化改善緊急 支援事業費補助金	1 配合飼料価格安定制度生産者負担金支援事業	配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱(昭和50年2月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知)に規定する配合飼料価格安定基金が、業務方法書による通常価格差補てんを行う場合において、畜産経営者が負担する通常補てん積立金(以下「積立金」という。)の一部を助成する事業	一般社団法人広島県配合飼料価格安定基金協会その他の知事が必要と認める者が、畜産経営者に対し、積立金の一部を助成するのに要する経費	定額 (ただし、1トン当たり400円以内)	事業主体ごとの総事業費の30%を超える増減	事業主体の変更
	2 酪農・和牛経営体飼料費支援事業	県内の酪農経営者、和牛肥育経営者及び和牛繁殖経営者が飼養している経産牛、育成牛、和牛の頭数に応じ、支援金を交付する事業	広島県酪農協同組合その他の知事が必要と認める者が、酪農経営者、和牛肥育経営者及び和牛繁殖経営者に対し、支援金を交付するために必要な経費	定額 (ただし、経産牛(酪農)1頭当たり35,000円以内、育成牛(酪農)1頭当たり17,500円以内、肥育牛(和牛)31,000円以内、繁殖牛(和牛)22,000円以内)	事業主体ごとの総事業費の30%を超える増減	事業主体の変更
	3 自給飼料生産機械導入支援事業	畜産経営体等が自給飼料生産に必要な機械を導入する費用の一部を助成する事業	市町その他知事が必要と認める者が、自給飼料生産機械導入事業を行うのに要する経費又は市町が自給飼料生産機械導入事業に補助するのに要する経費	補助対象事業費又は間接補助事業費の1/2以内 (ただし、500万円を上限とする。)	事業主体ごとの総事業費の30%を超える増減	事業主体の変更
14 補助金 漁業経営安定対策事業費	漁業共済対策赤潮特約事業	赤潮による漁業被害は、現在の漁業共済制度では救済できないため特約制度が創設されておりこの制度の活用を促進し漁業経営の安定を図る事業	知事が別に定める条件において、広島県漁業共済組合が行う養殖共済について、異常な赤潮による損害を補てんする旨の特約(以下「赤潮特約」という。)に係る赤潮特約掛金に要する経費	1/3相当 (ただし、赤潮特約掛金から国の補助に係る部分を除いた額)	補助金額の100千円以上の減少又は補助金額の増加	
15 補助金 漁協合併推進支援事業費	広域漁協合併推進支援事業	沿海漁業協同組合による広域漁協合併推進の取組を支援する事業	新設される合併漁協の本所・支所における会計処理業務の効率化を図るため、財務会計システムの導入に要する経費	1/2以内	事業に要する経費の30%を超える増減	事業実施主体の変更

別表1 (第2条関係)

補助金名	事業名	事業内容	経費	補助率	重要な変更	
					経費の配分の変更	事業の内容の変更
16 瀬戸内水産資源増大対策事業	瀬戸内水産資源増大対策事業	就業相談から研修・就業・自立した経営まで、一貫した人材育成体系を確立し、新規就業者を増加・定着させる事業	県漁業関係団体で構成する研修機関が研修を実施するのに要する経費	1/4以内	事業に要する経費の30%を超える増減	事業内容の新設又は廃止
17 漁場基盤改良事業費補助金	1 漁場環境緊急修復事業	海砂利の採取等による効用が低下した漁場において、魚礁設置等の漁場基盤の整備に努め、漁場の生産力の回復と向上を図る事業	市町及び（公財）広島県漁業振興基金が次の事業を行うのに要する経費又は漁業協同組合が次の事業を行うのに要する経費 1 魚礁設置事業 2 つきいそ事業 3 その他	補助対象事業費又は間接補助事業費の2/3以内	事業に要する経費の30%を超える増減	事業実施主体の変更
	2 漁場生産性向上事業	海底の貧酸素化や温暖化、貧栄養化等の環境変化によって低下した漁場の生産性の向上を図る事業	市町、（公財）広島県漁業振興基金及びその他知事が適当と認める者が、次の事業を行うのに要する経費又は漁業協同組合及び市町や漁業者で組織される団体が次の事業を行うのに要する経費に対し市町が補助するのに要する経費 1 海底環境改善事業（海底耕うん、底質改善剤散布等） 2 餌料培養礁設置事業 3 その他	補助対象事業費又は間接補助事業費の1/2以内	事業に要する経費の30%を超える増減	事業実施主体の変更
18 かき殻有効活用対策推進事業	かき殻有効活用対策推進事業	広島かきの持続的な養殖生産の確保を図るため、かき殻の新たな用途を創出する取組を支援する事業	かき殻を活用した新たな製品・用途の開発や、かき殻製品の利用拡大の取組を行うのに要する経費 1 かき殻を活用した新たな製品・用途の開発の取組 2 かき殻製品の利用拡大の取組	定額 （ただし、1の取組は200万円を上限、2の取組は300万円を上限とする。）	補助金の総額の増、又は30%を超える減	
19 かき生産安定緊急対策事業補助金	1 かき養殖再生産緊急支援事業	へい死被害や物価高の影響を受けたかき養殖経営体がかきを吊り直す必要が生じた筏（以下「対象筏」という。）を新たに仕立てるための費用の一部を助成する事業	市町が漁業協同組合を通じて、かき養殖経営体に対し、または漁業協同組合が、かき養殖経営体に対し、対象筏を新たに仕立てる経費の一部を助成するのに要する経費	定額 （ただし、筏1台当たり50万円以内）	事業主体ごとの総事業費の30%を超える増減	
	2 かき生産改善実証事業	環境変化に対応したかきのへい死防止対策の実証試験を行い、その効果を検証する取組を支援する事業	広島県漁業協同組合連合会が漁業協同組合に対し、かき生産改善実証試験を実施するための経費を補助するのに要する経費	定額 （ただし、1取組当たり600万円を上限とする。）	補助金の総額の増、又は30%を超える減	

別表1 (第2条関係)

補助金名	事業名	事業内容	経費	補助率		重要な変更	
						経費の配分の変更	事業の内容の変更
20 農村基盤整備推進事業費補助金	1 小規模農業基盤整備事業	<p>地域の実情に即した基盤づくりを行うため、団体営事業の基準に達しない小規模な農業基盤の整備を行う事業</p> <p>農業農村の基礎的資源である農地・農業用施設等を適切に保全管理するため、集落単位の管理保全計画の策定及びその計画に基づく施設等の改修・機能強化等の整備を行う事業</p>	<p>市町、その他知事が適当と認める者が、次の事業を行うのに要する経費又は市町がこれらに補助するのに要する経費</p> <p>1 かんがい排水事業</p> <p>2 農道整備事業</p> <p>(1) 一般事業</p> <p>(2) 農道ほ装事業</p> <p>3 ほ場整備事業</p> <p>4 老朽ため池補強事業</p> <p>5 農業農村資源保全管理事業</p> <p>(1) 一般事業</p> <p>(2) 国庫補助補完事業</p>	<p>離島・山村</p> <p>補助対象事業費又は間接補助事業費の5/10以内</p> <p>補助対象事業費又は間接補助事業費の4.5/10以内</p> <p>ただし、1及び2の経費に係る転作条件整備分は3/10以内</p> <p>補助対象事業費又は間接補助事業費の1/2以内</p>	<p>一般</p> <p>補助対象事業費又は間接補助事業費の4.5/10以内</p> <p>ただし、1及び2の経費に係る転作条件整備分は3/10以内</p> <p>補助対象事業費又は間接補助事業費の1/2以内</p>	<p>1 経費の欄に掲げる事業ごとの補助金額の変更</p> <p>2 事業実施地区の事業費の30%を超える増減</p>	<p>事業実施地区の新設又は廃止</p>
	2 土地改良施設維持管理適正化事業	<p>土地改良施設管理者の高い意識の下での土地改良施設の適正な維持管理及び機能保持、耐用年数の確保を図るとともに、国土強靱化や施設管理の省エネルギー化等を推進するため、農業水利施設の定期的整備補修及び施設整備を行う事業</p>	<p>広島県土地改良事業団体連合会が知事と協議して認定した者による農業用水利施設の定期的整備補修及び施設整備のための資金として、全国土地改良事業団体連合会が管理運営する土地改良施設維持管理適正化資金の造成及び財政融資資金の償還に充てるために、広島県土地改良事業団体連合会が全国土地改良事業団体連合会へ拠出する経費</p>	<p>土地改良区等が行う土地改良施設の整備及び補修に要する経費の3/10以内</p>	<p>補助金の総額の変更</p>		
	3 土地改良施設維持管理事業	<p>公共性の高い基幹水利施設の効用を適正に発揮させるため、整備補修等を行う事業</p>	<p>広島中部台地土地改良施設管理組合が行う基幹水利施設で知事が認めたものの維持管理に要する次の経費</p> <p>1 施設の適正管理に必要な点検整備費、施設管理費、施設費、調査費、諸油脂費及び整備補修費</p> <p>2 施設運用のために必要な基本電力料及び使用電力料</p> <p>3 ダム管理主任技術者設置費</p> <p>4 その他</p>	<p>1/2以内</p>	<p>補助金の総額の変更</p>		
	4 高生産性農業集積促進事業	<p>ほ場整備事業等の実施を契機として、将来の農業生産を担う効率的・安定的な農業を営み、又は営むと見込まれる者へのより質の高い農用地の利用集積を促進し、生産性の高い農業構造の実現を図る事業</p>	<p>市町が基盤整備地区において、対象となる基盤整備事業の採択時から完了時まで、当該事業の計画に位置づける担い手に対して行った農地の利用集積実績に応じて、受益農家の土地改良事業負担金の一部に相当する額を助成する経費</p>	<p>定額</p>	<p>地区相互間の経費の額の流用</p>	<p>事業実施地区の新設又は廃止</p>	

別表1 (第2条関係)

補助金名	事業名	事業内容	経費	補助率		重要な変更	
						経費の配分の変更	事業の内容の変更
20 農村基盤整備推進事業費補助金	5 ため池緊急整備事業	崩壊の危険性があり、下流において重大な損害を与える恐れのあるため池等を緊急に整備する事業	市町、その他知事が適当と認める者が事業を行うのに要する経費又は市町がこれらに補助するのに要する経費	離島・山村 補助対象事業費又は間接補助事業費の5/10以内 ただし、別に定める地区は定額	一般 補助対象事業費又は間接補助事業費の4.5/10以内 ただし、別に定める地区は定額	1 事業ごとの補助金額の変更 2 事業実施地区の事業費の30%を超える増減	事業実施地区の新設又は廃止
	6 園芸作物条件整備事業	早期の園芸産地の拡大や担い手の経営高度化を図るため、簡易な基盤の整備を行う事業	市町が次の基盤整備を実施する事業を行うのに要する経費 1 農業用排水施設 2 排水対策 3 土層改良 4 区画整理(換地を伴わないもの) 5 農作業道 6 その他	1/2以内		1 補助金の総額の変更 2 事業実施地区の事業費の30%を超える増減	事業実施地区の新設又は廃止
21 企業参入農地再生事業費補助金	企業参入農地再生事業	市町が企業の農業参入を促進するため、市町の策定する「企業参入農地再生計画」に基づき農業基盤整備事業を実施する場合において、農業基盤整備事業費の一定割合に相当する額を支援する事業	参入企業等が農業経営するにあたり、市町がその促進に要する経費	定額 (ただし、農業基盤整備事業費の5/100以内)		年度事業費の増、又は30%以上の減	
22 県単独林道整備事業費補助金	1 林道開設事業	林道の開設を行う事業	市町及び森林組合が、県単独林道の開設に要する経費 1 離島振興対策地域又は過疎地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法附則第7条第1項に規定する特定市町を含む)及び振興山村地域 2 その他の地域	5/10 4.5/10		事業主体ごとの総事業費の30%を超える増減	1 路線の新設、廃止 2 事業量(延長)の30%を超える増減
	2 林道改良事業	林道の改良を行う事業	市町及び森林組合が、県単独林道の改良に要する経費 1 離島振興対策地域又は過疎地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法附則第7条第1項に規定する特定市町を含む)及び振興山村地域 2 その他の地域	5/10 4.5/10		事業主体ごとの総事業費の30%を超える増減	1 路線の新設、廃止 2 事業量(延長)の30%を超える増減
	3 林道舗装事業	林道の舗装を行う事業	市町及び森林組合が、県単独林道の舗装に要する経費 1 離島振興対策地域又は過疎地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法附則第7条第1項に規定する特定市町を含む)及び振興山村地域 2 その他の地域	4/10 1/3		事業主体ごとの総事業費の30%を超える増減	1 路線の新設、廃止 2 事業量(延長)の30%を超える増減

別表1 (第2条関係)

補助金名	事業名	事業内容	経費	補助率		重要な変更	
						経費の配分の変更	事業の内容の変更
23 森林経営管理推進事業費補助金	1 林業リーディングモデル養成事業	林業経営者の経営環境の整備支援	林業経営者が行う組織改善のための取組に要する経費	定額		補助金の総額の変更	
	2 非住宅木造設計支援事業	住宅以外の建築物の木造化をすすめるため、県産材等を利用する建築物の設計を支援する事業	設計者が住宅以外の建築物を木造で設計するのに要する経費	木材使用量に占める県産木材割合が50%を超える場合 1/3以内 (補助限度額200万円)	木材使用量に占める県産材割合が50%を超える場合 1/2以内 (補助限度額200万円)	補助金の総額の増、又は30%を超える減	
	3 再造林推進連携モデル事業	主伐事業者と造林事業者の連携による再造林の実施を支援する事業	林業経営体が森林所有者等への働きかけ等に要する経費	定額		補助金の総額の増、又は30%を超える減	
	4 森林集約化事業	森林の所有権移転を支援する事業	林業経営体が森林経営計画策定のために購入した土地の所有権移転登記に要した司法書士等への報酬経費	定額		補助金の総額の増、又は30%を超える減	
	5 林業経営改善支援事業	林業従事者の確保・育成を図るため、林業経営体の雇用管理の改善及び事業の合理化等を支援する事業	林業労働力確保支援センターに知事が指定した者が広島県林業労働力の確保の促進に関する基本計画に定める業務を実施するために必要な経費 1 林業経営体に対する雇用管理の改善、事業の合理化の指導等に要する経費 2 林業従事者に対する技能向上と安全対策等の研修に要する経費 3 林業従事者の確保・育成等に要する経費	定額		補助金の総額の増、又は30%を超える減	
24 林業生産補助基金強化対策	再造林推進事業	市町有林における再造林の推進を支援する事業	市町が行う再造林及び保育等に要する経費	定額		補助金の30%を超える増減	
25 小規模崩壊地復旧事業	小規模崩壊地復旧事業	荒廃林地の復旧及び荒廃のおそれのある林地の予防工事又は松くい虫被害等のため倒木により災害を助長するおそれのある箇所予防的工事を行う事業	小規模崩壊地の復旧に要する経費	1/2		事業主体ごとの総事業費の30%を超える増減	1 事業実施箇所の新設又は廃止 2 主要工種の追加又は廃止

別表 2 (第2条関係)

本 表

事業名	事業内容	経費	補助率	補助金の計算期間	補助金額の算定方法
1 農業振興資金利子補給補助事業	市町と融資機関との契約に基づき、あらかじめ市町長の承諾を得て付表1に掲げる資金の貸付を行った融資機関又は融資機関から付表1に掲げる資金を借り入れた農業者に対して、市町が行う利子補給又は利子助成に対する補助事業	当該利子補給又は利子助成に要する経費	付表1に定める率	毎年1月1日から12月31日までの期間	当該資金の補助率ごとに算出した融資平均残高(計算期間中の毎日の最高残高(延滞額を除く。))の総和を365で除して得た金額とする。)に対し、それぞれ当該利子補給率又は利子助成率の割合で計算した金額の合計額とする。
2 漁業振興資金利子補給補助事業	市町と融資機関との契約に基づき、あらかじめ市町長の承諾を得て付表2に掲げる資金の貸付又は補助を行った融資機関に対して、市町が行う利子補給に対する補助事業	当該利子補給に要する経費	付表2に定める率	毎年1月1日から12月31日までの期間	当該資金の補助率ごとに算出した融資平均残高(計算期間中の毎日の最高残高(延滞額を除く。))の総和を365で除して得た金額とする。)に対し、それぞれ当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。
3 畜産経営体質強化支援資金利子補給補助事業	市町と融資機関との契約に基づき、あらかじめ市町長の承諾を得て付表3に掲げる資金の貸付又は補助を行った融資機関に対して、市町が行う利子補給に対する補助事業	当該利子補給に要する経費	付表3に定める率	応答日型とする。	当該資金の補助率ごとに算出した融資平均残高(計算期間中の毎日の最高残高(延滞額を除く。))の総和を365で除して得た金額とする。)に対し、それぞれ当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。
4 かき養殖経営安定緊急対策資金利子補給補助事業	令和7年度漁期におけるかきのへい死や物価高の影響等による経営安定を図るため、市町と融資機関との契約に基づき、あらかじめ市町長の承諾を得て付表4に掲げる資金の貸付又は補助を行った融資機関に対し、市町が行う利子補給に対する補助事業	当該利子補給に要する経費	付表4に定める率	毎年1月1日から12月31日までの期間	当該資金の補助率ごとに算出した融資平均残高(計算期間中の毎日の最高残高(延滞額を除く。))の総和を365で除して得た金額とする。)に対し、それぞれ当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。
5 土地改良負担金総合償還対策事業	土地改良事業の地元負担の軽減を図るため、農家負担金軽減支援対策事業実施要綱(平成23年4月1日付け22農振第2304号農林水産事務次官依命通知)に基づき事業実施主体が行う利子補給に対する補助事業	当該利子補給に要する経費	1/2 ただし、1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。	毎年1月1日から12月31日までの期間	利子補給契約ごとに補助率を乗じて得た金額を合計する。

備考 この表において、「融資機関」とは、農業振興資金及び畜産経営体質強化支援資金にあつては、農業協同組合法第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せて行う農業協同組合及び農業協同組合連合会(以下「農協」という。)、広島県信用農業協同組合連合会、日本政策金融公庫、農林中央金庫、銀行、信用金庫及び信用組合を、漁業振興資金にあつては、水産業協同組合法第11条第1項第1号の事業を営む広島県信用漁業協同組合連合会をいう。

「応答日型」とは、毎年の貸付応答日から翌年の貸付応答日の前日までの期間を補助金の計算期間とするものをいう。

付 表 1 農 業 振 興 資 金

事業名	資金の種類	資金の内容	貸付利率	償還期限 (据置期間)	貸付対象者	貸付限度額	補助率		補助対象 期 間
							区分	県の補助率	
農業振興資金 利子補給補助事業	アグリトピアゼロ資金 (平成15年4月1日から平成18年3月31日までに利子補給承諾を受けたものに限る。)	(農業経営基盤強化資金) 農業経営改善計画等の達成に必要な農業経営基盤強化資金	貸付後10年間 無利子 10年間経過後 農業経営基盤強化資金及び農業経営改善促進資金の金利水準に関する取扱要領(平成6年6月29日付け6農経A第666号農林水産省経済局長通知)に定める利率	25年以内 (10年以内)	農業経営基盤強化資金実施要綱(平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知)第3の1に定める農業者であって、特別融資制度推進会議設置要綱(平成13年9月21日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知)第1に定める特別融資制度推進会議において認定された者	各号資金毎に定める額又は1億円のいずれか低い額で、かつ、1借入者の合計貸付限度額は1億円 1億円		1/2以内 1/2以内	貸付後 10年間 経過後

事業名	資金の種類	資金の内容	貸付利率	償還期限 (据置期間)	貸付対象者	貸付限度額	補助率		補助対象 期 間
							区分	県の補助率	
農業振興資金 利子補給補助事業	農業経営基盤強化資金 (平成22年3月31日までに利子補給承諾を受けたものに限る。)	農業経営改善計画等の達成に必要な農業経営基盤強化資金	農業経営基盤強化資金及び農業経営改善促進資金の金利水準に関する取扱要領(平成6年6月29日付け6農経A第666号農林水産省経済局長通知)に定める率(平成22年3月31日までに利子補給承諾を受けたものに限る。)	25年以内 (10年以内)	農業経営基盤強化資金実施要綱(平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知)第3の1に定める農業者であって、特別融資制度推進会議設置要綱(平成13年9月21日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知)第1に定める特別融資制度推進会議において認定された者	農業経営基盤強化資金実施要綱(平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知)第3の3に定める額		1/2以内	貸付期間
			貸付後5年間 株式会社日本政策金融公庫法附則第35条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件(平成20年9月30日付け財務省・農林水産省告示第35号)2に定める率から2%を減じた利率 5年間経過後 株式会社日本政策金融公庫法附則第35条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件(平成20年9月30日付け財務省・農林水産省告示第35号)2に定める利率				個人 1億円 法人 3億円 ただし、それぞれ、500万円を超える貸付とする。	1/2以内	

事業名	資金の種類	資金の内容	貸付利率	償還期限 (据置期間)	貸付対象者	貸付限度額	補助率		補助対象 期 間
							区分	県の補助率	
農業振興資金 利子補給補助事業	農業災害等特別対策資金	<p>暴風雨、豪雨等の災害（知事の指定するものに限る。）によって、被害を受けた農業者に対し、農業経営、生活の安定に必要な資金及び農業用施設等の再取得等に必要な資金</p> <p>1 被害農業者救済資金 農業経営の維持及び生活の安定に必要な資金</p>	年3.00%以内	7年以内 (1年以内)	農業を営む者であって、農作物等の損失額が平年農業総収入額の10%以上であることについて、市町長の認定を受けた者	<p>個人 200万円 (ただし、被害の対象が果樹又は家畜の場合500万円)</p> <p>法人 1,000万円 又は農作物等の損失額のいずれか低い額 (知事が特に必要があると認めるときはその承認した額) ただし、1農業者当たりの最低融資額10万円</p>		1/2以内	貸付期間
		<p>2 農業施設災害特別資金 被害を受けた農業施設の取得等に必要な資金（農業近代化資金の対象となるもので次に掲げるものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1号資金（建構築物造成資金及び農機具等取得資金に限る。） ・第2号資金（果樹等植栽育成資金及び花き・花木植栽育成資金に限る。） ・第3号資金（家畜購入資金に限る。） 	年3.00%以内	政令第2条の表に規定する期間	農業施設等に大きな被害を受け、新たにこれと同種の農業用施設の取得、改良又は果樹の植栽等を必要とする農業を営む者であって、その旨を市町長が証明したものの	<p>融通法第2条第3項第1号に定める額</p>	<p>農業近代化資金のうち次に掲げる資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1号資金（建構築物造成資金及び農機具等取得資金に限る。） ・第2号資金（果樹等植栽育成資金及び花き・花木植栽育成資金に限る。） ・第3号資金（家畜購入資金に限る。） 	1/2以内	貸付けの日から10年間

事業名	資金の種類	資金の内容	貸付利率	償還期限 (据置期間)	貸付対象者	貸付限度額	c		補助対象 期 間
							区分	県の補助率	
農業振興資金 利子補給補助事業	家畜疾病経営維持資金	畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農畜機第4699号。以下「畜特実施要綱」という。）別添2の別表1に規定する対象家畜伝染病（以下「対象家畜伝染病」という。）の発生により、損害を受けた畜産経体に対し経営再開及び維持に必要な資金	無利子	7年以内 (3年以内)	家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく患畜の殺処分の対象となった畜産経営体であつて、畜特実施要綱別添2の第3に定める畜産経営維持計画（以下「畜産経営維持計画」という）の知事等の承認を受けたもの	個人2,000万円 法人8,000万円		1/2以内	貸付期間
		1 経営再開資金 対象家畜伝染病の発生に伴う家畜等の処分により経営の停止又はこれに準ずる深刻な影響を受けた者に対する経営再開に必要な資金	無利子	7年以内 (3年以内)	家畜伝染病予防法に基づく移動又は搬出制限区域の畜産経営体であつて、畜産経営維持計画の知事等の承認を受けたもの	乳用牛 13万円/頭 肥育用牛 13万円/頭 繁殖用雌牛 6万5千円/頭 肥育豚 1万3千円/頭 繁殖豚 2万6千円/頭 家きん 520円/羽 繁殖用めん羊及び山羊 1万3千円/頭 畜特実施要綱別添2の別表3に定める家畜1頭当りの額		1/2以内	貸付期間

事業名	資金の種類	資金の内容	貸付利率	償還期限 (据置期間)	貸付対象者	貸付限度額	c		補助対象 期間
							区分	県の補助率	
農業振興資金 利子補給補助事業	アグリチャレンジ・ゼロ 資金	新規就業者の定着・確保につな がる挑戦的な取組に必要な資金 (長期的運転資金を除く。)							
		1 雇用拡大等支援資金 雇用環境の整備及び雇用を伴う規 模拡大に必要な資金	貸付後7年以内 無利子 ただし、利子補給又 は利子助成上限率 年3.3%以内	25年以内 (10年以内)	農業経営基盤強化法(昭和55 年法律第65号)第13条第1項の 認定農業者であって、知事が別 に定める要件を満たすもの	個人 3,600万円以内 法人 7,200万円以内		1/2以内	貸付後 7年間
		2 経営開始支援資金 農業経営の開始に必要な資金	貸付後7年以内(ただ し、果樹及びアスパラ ガスの経営面積が全経 営面積の過半を占める 場合10年以内) 無利子 ただし、利子補給又 は利子助成上限率 年3.3%以内	17年以内 (5年以内)	認定農業者又は農業経営基盤 進法第14条の5の認定就農者で あって、知事が別に定める要件 を満たすもの	個人 1,800万円以内 法人 3,600万円以内		1/2以内	貸付後 7年間 (10年間)

- 備考
- この表において「農業者」とは、農業(畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。)を営む個人、法人及び農業を営む者の組織する法人でない団体をいう。
 - この表において「融通法」とは、農業近代化資金融通法(昭和36年法律第202号)をいう。
 - この表において「政令」とは、農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)をいう。
 - この表において「公庫法」とは、株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)をいう。
 - 貸付利率及び利子補給率については、知事が別途定めるものとする。

付表 2 漁業振興資金

事業名	資金の種類	資金の内容	貸付利率	償還期限 (据置期間)	貸付対象者	貸付限度額	補助率		補助対象期間
							区分	県補助率	
漁業振興資金 利子補給補助事業	漁業災害特別対策資金	暴風雨、豪雨等の災害（知事の指定するものに限る。）によって被害を受けた漁業者に対し、漁業の再生産に必要な資金及び漁業用施設等の再取得等に必要な資金	年3.0%以内	7年以内 (1年以内)	天災については、漁業を営むものであって、水産物等の損失額が平年漁業総収入額の10%以上であることについて、市町長の認定を受けたもの	個人200万円、 法人1,000万円 または水産物等の損失額のいずれか低い額 (知事が特に必要があると認めるときは、その承認した額) ただし、1漁業者当たりの最低融資額は10万円		1 / 2 以内	貸付期間
		1 被害漁業者救済資金 漁業経営の維持に必要な資金						1 / 2 以内	貸付期間
		2 漁業施設災害特別資金 被害を受けた漁業施設の復旧等に必要な資金（漁業近代化資金の対象となるもので次に掲げるものに限る。） ・1号資金（漁船） ・2号資金（漁船漁具保管施設等） ・3号資金（漁場改良造成用機具等） ・4号資金（漁具等） ・5号資金（水産動植物の種苗購入等）	年3.0%以内	政令第2条の表に規定する期間	漁業を営むものであって、漁業施設等に大きな被害を受けたため、新たにこれと同種の漁業用施設の造成、取得、改良を必要とする旨を市町長が証明したもの	融通法第2条第3項第1号に定める額	漁業近代化資金第1号から第5号までの資金	1 / 2 以内	貸付の日から10年以内

- 備考
- この表において「融通法」とは、漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号）をいう。
 - この表において「政令」とは、漁業近代化資金融通法施行令（昭和44年政令第209号）をいう。
 - 貸付利率及び利子補給率については、知事が別途定めるものとする。

付 表 3 畜産経営体質強化支援資金

事業名	資金の種類	資金の内容	貸付利率	償還期限 (据置期間)	貸付対象者	貸付限度額	補助率		補助対象 期 間
							区分	県の補助率	
畜産経営体質強化支援資金 利子補給補助事業	畜産経営体質強化支援 資金	意欲ある畜産経営体の既往負債 の償還負担を軽減し、経営改善の 取組を促進する経費	畜産・酪農収益力強 化総合対策基金等事業 実施要領（平成28年 1月20日付27生畜 第1621号）別紙5 の別添1の5の（4） に定める利率以内（ ただし、貸付当初5年 間を無利子とする。）	25年以内 (5年以内)	畜産クラスター計画における中 心的な経営体又は認定農業者のう ち、酪農又は肉用牛経営を営む者	知事の承認を受けた経 営体質強化計画の借入計 画額		1/2以内	貸付期間

備考 利子補給率については、知事が別途定めるものとする。

付表 4 かき養殖経営安定緊急対策資金

事業名	資金の種類	資金の内容	貸付利率	償還期限 (据置期間)	貸付対象者	貸付限度額	補助率		補助対象 期間
							区分	県の補助率	
かき養殖経営安定 緊急対策資金		かきへい死による収入減や物価 高の影響等により、一時的に経営 に支障をきたすかき養殖経営体 に対する養殖経営の維持・安定に必 要な運転資金 (令和8年3月31日までに利 子補給承諾を受けたものに限る 。)	無利子 ただし、利子補給 率として3.70% 以内	10年以内 (2年以内)	かき養殖業を営むものであつ て、かき養殖収入額が、前年同 時期の収入額と比較して10% 以上低下していることについて、 市町長の認定を受けたもの	5,000万円又 は令和7年度産かき 養殖資金不足額のい ずれか低い額		1/2以内	貸付期間

備考 利子補給率については、知事が別途定めるものとする。

目 次

様式第1号	補助金交付申請書（第3条関係）	1
様式第2号（その1）	事業計画（変更計画・実績）書（第3条関係）（共通様式1～一般事業関係）	2
"（その2）	"（共通様式2～建設事業関係）	4
"（その3）	"（需要に応じた米の生産推進事業）	5
"（その4）	"（肉用子牛価格安定対策事業）	6
"（その5）	"（配合飼料価格安定制度生産者負担金支援事業）	7
"（その6）	"（土地改良施設維持管理適正化事業）	8
"（その7）	"（土地改良施設維持管理事業）	11
"（その8）	"（高生産性農業集積促進事業（平成15年度採択分））	12
"（その9）	"（高生産性農業集積促進事業（平成16・17年度採択分））	13
"（その10）	"（企業参入農地再生事業）	15
"（その11）	"（森林経営管理推進事業（林業リーディングモデル養成事業））	16
"（その12）	"（森林経営管理推進事業（森林集約化事業））	19
"（その13）	"（森林経営管理推進事業（林業経営改善支援事業））	20
様式第3号	収支予算（精算）書（第3条関係）	22
様式第4号	事業実施（精算）設計書（第3条関係）	23
様式第5号	事業変更承認申請書（第4条関係）	24
様式第6号	取得財産調書（第4条関係）	25
様式第7号	実績報告書（第7条関係）	26
様式第8号	概算払精算書（第7条関係）	27
様式第9号	仕入れに係る消費税等相当額報告書（第7条関係）	28
様式第10号	概算補助金請求書（第8条関係）	29
様式第11号	事業実績書（第11条関係）	30
様式第12号	契約に係る指名停止等に関する申立書（第4条関係）	33

別記

様式第1号 補助金交付申請書 (第3条関係)

年度 事業
補助金交付申請書

第 号
年 月 日

広島県知事様

市町長	氏	名
(又は団体の所在地 団体の名称 代表者 氏 名)		

年度において、別紙事業計画(実績)書及び収支予算書のとおり事業を実施したいので(したので)、広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱第3条の規定により補助金 円の交付を申請します。

事業名	申請額
事業	円
事業	
事業	

(交付の方法)

(この補助金は概算払により交付してください。)

- 注 1 市町が補助金交付申請者である場合にあっては、「及び収支予算書」を削ること。
 2 別表2に掲げる補助金については、括弧書きの文言とすること。
 3 複数の事業をまとめて補助金交付申請する場合、年度広島県農林水産業関係単独事業補助金交付申請書とし、補助金の内訳を記載すること。
 4 概算払の方法により補助金の交付を受けたい場合は、その旨を記載すること。

事業計画（変更計画・実績）書

（事業名 事業）

1. 事業の目的
2. 事業の内容及び経費の配分
 - (1) 事業の内容
 - (2) 経費の配分

区 分	補助事業に要する（した）経費	負 担 区 分				
		県補助金	市町費	自己負担		その他
	円	円	円	円	円	円

3. 事業開始（予定）年月日
事業完了（予定）年月日

- 注 1 この事業計画（変更計画・実績）書は別に定めるものを除き、共通様式である。
 2 複数の事業について同時に申請、実績報告を行う場合は事業ごとに別葉とする。
 3 事業の内容は次の記載例による。

(1) 各種研修会、会議、大会等の開催事業の場合

会議等の名称	内 容	開催時期 (回数)	対象者	参加人数	経 費		
					区 分	金 額	摘 要
		年 月 日		人	(旅 費 テキスト)	円	(特記事項)

(2) 印刷物等の作成配布事業

印刷物等の名称	種 類 (規 格)	印刷配布別		部 数	主な配布先	経 費	
		印 刷	配 布			印 刷	配 布
				部		円	円

(3) 職員設置費等の場合

氏名	給与費			発令年月日	設置月数	備考
	基本給(本俸)	諸手当	計			
	円	円	円			

(4) 監査・経営改善等の指導・啓発事務費の場合

指導項目	対象地域(対象者)	指導件数	経費	備考
			円	

(5) 委員会、協議会等の設置の場合

役職名	氏名等			構成員の相当事業等	備考
	所属	職名	氏名		

(6) 管理運営事業の場合

区分	金額	内容
	円	

(7) その他事業の場合

事業種目	事業主体	事業内容	事業量	総事業費
				千円

- 4 2の(2)経費の配分の「区分」欄は、2の(1)事業の内容に記載した事業区分に従って記載する。
- 5 事業変更計画書及び事業実績書は、変更のあった区分のみ、変更前を括弧書きで上段に記載する。
- 6 知事が別に定めるところにより、事業における経費の根拠となる資料を添付すること。

事業計画(変更計画・実績)書

団体名 _____

1 事業の内容及び経費の配分

事業区分	地区名	事業種目	施行箇所または設置場所	事業主体	受益農家	受益面積	事業量	総事業費	負担区分				主要工事の内容 容または施設の 構造等	工期 着工(予定)年月日 竣工(予定)年月日	直営 請負 の別	備考
									県費	市町費	自己負担	その他				
基盤整備																
近代化施設整備																
その他																
計																

2 事業の完了(予定)年月日

- 注 1 「事業種目」欄には、水路工、道路工、頭首工、ずい道工、客土工、トラクター、防除機、堆肥舎、農機具格納庫、魚礁工、投石等の工種区分、施設区分によって記載すること。
- 2 「主要工事の内容または施設の構造等」欄には、基盤整備にあつては、主要工事内容を、近代化施設整備にあつては、施設の主要構造、主要機能又は機種等を記入すること。
- 3 事業(変更)計画書の場合にあつては、実施設計書を、実績書の場合にあつては、精算設計書を添付すること。この場合において、変更計画書、実施設計書、実績書及び精算設計書は、変更のあつた部分についてのみ、変更前を括弧書きにて上段に記載すること。
- 4 2以上の事業については同時に申請、実績報告する場合は、事業ごとに別様とすること。
- 5 補助金交付申請時に仕入税額控除の対象となる消費税及び地方消費税に相当する額が明らかであつて、この額を減じて交付申請する場合は、備考欄にその減じた額を「消減額分〇〇〇円(うち県費〇〇〇円)」と記入するものとする。
ただし、総事業費欄は、消費税及び地方消費税額を含んだ総額を記入するものとする。
- 6 補助金交付申請時に仕入税額控除の対象となる消費税及び地方消費税に相当する額が明らかでなく、その額を含んで交付申請する場合は、備考欄に「含税額」と記入するものとする。なお、消費税及び地方消費税に相当する額が仕入税額控除の対象とならない事業主体が行う事業については、備考欄に「該当なし」と記入するものとする。

需要に応じた米の生産推進事業計画 (変更計画・実績) 書

1 事業の内容及び経費の配分

区分	事業主体	経費内容	経費見込額 (経費実績額)	負担区分			備考
				県補助金	市町費	その他	
1	市町	生産調整方針の適切な運用に関する助言・指導に要する経費		円	円	円	① 謝金 円 ② 旅費 円 ③ 需用費 円 ④ 委託費 円 ⑤ 助成費 円 計 円
2	地域協議会	(1) 農業者別の生産の目安等の設定方針の策定に要する経費 (2) 米の需給調整状況の確認に要する経費 (3) 翌年産米の生産調整方針作成者別生産の目安等の情報提供に要する経費 (4) 水稻生産実施計画書の作成等に要する経費					<⑤助成費内訳> ア 謝金 円 イ 旅費 円 ウ 需用費 円 エ 委託費 円 計 円
3	農協	(1) 農業者別の生産の目安等の配分に要する経費 (2) 水稻生産実施計画書の作成等に要する経費					
合 計							

2 事業完了 (予定) 年月日

3 添付書類

- (1) 補助金の交付に関する規定又は要綱等
- (2) 事業の一部を他の者に委託する場合は、その委託契約書 (案) (又は写し)
- (3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

肉用子牛価格安定対策事業 計画・変更・実績書

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の区分

(1) 生産者積立金積立計画、変更、実績

保証基準価格の品種区分	契約肉用子牛頭数①	生産者積立金単価②	生産者積立金積立額 ③=①×②	生産者積立金積立額の内訳		
				県費*	農畜産業振興機構	生産者
黒毛和種	頭	円	円	円	円	円
乳用種						
交雑種						
合計						

(2) 契約肉用子牛頭数の内訳

保証基準価格の品種区分	黒毛和種	乳用種	交雑種	合計
年月～年月日	頭	頭	頭	頭
年月～年月日				
年月～年月日				
年月～年月日				
合計				

(3) 県分生産者積立金

期首残高①	利息②	県分生産者積立準備金 ③=①+②	生産者積立金額のうち県の積立金必要額④*	県補助金 ⑤=④-③
円	円	円	円	円

(注) (1)の*印欄の合計と(3)の④の額は一致する。

3 事業開始(予定)年月日 年 月 日

事業完了(予定)年月日 年 月 日

令和 年度配合飼料価格安定制度生産者負担金支援事業計画 (変更計画・実績) 書

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画 (又は実績)

(1) 事業費

加入生産者名	農場所在市町	主たる畜種	対象数量合計	対象数量				補助金額				補助事業に要する(した)経費
				第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	
			t	t	t	t	t	円	円	円	円	円
		合計										

注) 年間の契約数量等が確認できる資料の写しを添付すること

(2) 事務経費

事務内容	補助事業に要する(した)経費
	円

3 事業完了 (予定) 年 月 日

土地改良施設維持管理適正化事業計画（変更計画・実績）書

1 総括表

土地改良 区等名	適正化事業加入施設		診 断 実 績		整備補修の内容	左 の 加 入 年 度 別 事 業 費					年度 抛 出 金	年度抛出金 徴収年月日	備 考
	施 設 名	数 量	定期・要請 の 別	実 績 回 数		年度	年度	年度	年度	年度			
改良区計													
改良区計													
県 計													

2 地区別土地改良施設維持管理適正化事業計画の概要

土地改良 区等名	加 入 年 度			年度	実 施 年 度	年度		
事業費	千円			千円	当 該 年 度 賦 課 金	千円		
受 益 地				負 担 区 分				
田畑	樹園地	その他	計	国	県	市 町	借入金	自己負担
ha	ha	ha	ha	千円	千円	千円	千円	千円

計画平面図又は概要図

6

計 画 の 概 要

種 目	数 量	工 事 の 内 容	工 事 費
			千円

3 適正化事業拠出金状況調

拠出者名	(代表者)
拠出者住所	(TEL)

(NO.)	
(加入年)	年度
(作成費金額)	千円

(1) 適正化事業対象施設

(単位：千円)

施設名	所在地	定期新 指導致数	規模・構造	数量	建設 年度	建設の 事業主体	整備補修の内容	事業費	拠出額	特記事項
合計	—	—	—	—	—	—	—			—

(2) 拠出金・交付金整理表

(単位：千円)

年 度	拠出金			地方公共団体補助金			交付金				拠出金 残額の 累計	適正化事業実施経緯				
	拠出金納入		拠出金累計 (各年度末)	県	市町	計	交付 月日	交付金明細				事業 内容	事業費		竣工検査 年月日	
	月日	金額						拠出金 相当額	地方公共団体 補助金相当額	公轉補助金 相当額			計	総額		公轉借 入金額
{5か年 小計}	—						—									—

注 実績書のみ添付

土地改良施設維持管理事業計画 (変更計画・実績) 書

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

(1) 事業の内容

ア 地区名

イ 施行箇所等

(2) 経費の配分

区 分	補助事業に要する (要した) 経費	負 担 区 分		
		県補助金 円	市町費 円	その他 円
(1) 整備費 ア 点検整備費 イ 施設管理費 ウ 施設費 エ 調査費 オ 諸油脂費 カ 整備補修費 キ その他				
(2) 電力料				
(3) ダム管理主任技術者 設置費				
合 計				

3 (1) 事業開始 (予定) 年月日

(2) 事業完了 (予定) 年月日

別記様式第2号(その8)(県営ほ場整備事業(担い手型)実施地区及び経営体育成基盤整備事業(平成15年度採択分のみ)実施地区)

年度高生産性農業集積促進事業計画(変更計画・実績)書

1 事業の目的

2 事業の内容(実績)

対象事業名	地区名	対象事業の前々年度までの累計年度事業費 A	対象事業の当該年度の前々年度までの累計年度事業費 B	対象事業の完了年度までの累計年度事業費 C	利用権等加算交付割合 a	作付連担化加算割合 b	土地利用向上加算割合 c
		円	円	円			
計							

$(A * a + B * b + C * c) * d$ D	Dのうち本年度交付分 E	前年度未交付分 F	補助金額 $G \leq E + F$	備考
円	円	円	円	

- (注) 1 A、B、及びCには、対象事業に係る事業費のうち地方事務費を含まないものとする。
 2 a、b、及びcは、それぞれ農村基盤整備推進事業実施要領の付表1のa、b及びcとする。
 3 Dには、小数点以下の端数は含まないものとする。
 4 Fは、前年度において、前年度に算定された額とその額のうち前年度の交付分との間に差がある場合はその額を記入する。

3 経費の配分

地区名	補助事業に要する(した)経費	備考
	円	

4 事業完了(予定) 年 月 日

5 添付書類 土地改良区へ補助金を交付する場合にあっては、高生産性農業集積促進事業に係る市町村の補助金交付規定又は要綱の写し

年度高生産性農業集積促進事業計画（変更計画・実績）書

1 事業の目的

2 事業の内容（実績）

対象事業名	地区名	対象事業の当該年度の前々年度までの累計年度事業費	利用権等加算交付割合	
			a	c
		A		
		円		
計				

対象事業の当該年度の前年度までの利用権等を設定した面積のうち、作業受託によるものの割合	対象事業の当該年度の前年度までの利用権等を設定した面積のうち、連坦団地の面積の割合	対象事業の当該年度の前年度までの利用権等の設定等の割合から、40%を除いた値	$(1.0 \times c + 0.6 \times d) + (e + f) / 3.2$
d	e	f	b
—	—	—	—

$(A \times a)$	補助金額	備考
B	$C \leq B / 2$	
円	円	

- (注) 1 Aには、対象事業に係る事業費のうち地方事務費を含まないものとする。
 2 a、b、c、d、e及びfは、それぞれ農村基盤整備推進事業実施要領の付表1のc、d、A、B、C及びDとする。
 3 Bには、小数点以下の端数は含まないものとする。

3 経費の配分

地 区 名	補助事業に要する (した) 経費	備 考
	円	

4 事業完了 (予定) 年 月 日

5 添付書類 土地改良区へ補助金を交付する場合にあっては、高生産性農業集積促進事業に係る市町村の補助金交付規定又は要綱の写し

別記様式第2号（その10）（企業参入農地再生事業）

年度企業参入農地再生事業計画（変更計画・実績）書

1 事業の目的

2 事業の内容（実績）

地区名	対象農業基盤整備事業名	対象農業基盤整備事業の年度事業費 A	対象農業基盤整備事業の受益面積 B	企業参入促進費 交付対象面積 C	企業参入促進費 交付割合 D = (C/B)
		円	h a	h a	
計					

企業参入促進費 交付基準額 E = (A×D)	補助金額 F = (E×5%以内)	備考
円	円	

(注) 1 Aには、対象事業に係る事業費のうち地方事務費を含まないものとする。

2 Eには、小数点以下の端数は含まないものとする。

3 経費の配分

地区名	補助事業に要する (した) 経費	備考
	円	

4 事業完了（予定）

年 月 日

事業計画（変更計画・実績）書

（森林経営管理推進事業（林業リーディングモデル養成事業））

1 経営課題

--

2 目指す経営理念と目標

項目	経営理念	目標（3年後の取扱量や指標等）
森林経営 （必須）		
企業経営 （必須）		
安全、 就労条件等 （選択、一つ 以上必須）		
その他 （自由記入）		

注1 事業計画書においては、過去3年間の決算書類（貸借対照表及び損益計算書、等）を添付すること

注2 事業実績書においては、経営戦略及び行動計画等、コンサルタントの成果品を添付すること

3 実施計画（結果）

--

注1 計画書には、取組の実施体制、責任者について記載すること

注2 実績書には、取り組みの結果及び効果について記載すること（別紙による添付でも可）

4 経費の区分

事業区分	経費内訳	計画（実績）額	負担区分	
			県補助金	自己負担
経営戦略等策定		円	円	円
社内自己改革		円	円	円
合計		円	円	円

5 事業期間

(1) 事業開始（予定） 年 月 日

(2) 事業完了（予定） 年 月 日

注 計画書には、別紙様式第2号（その11）添付資料「交付申請者概要説明書」を添付すること

(様式第2号(その11) 添付資料)

交付申請者概要説明書

1 企業基本情報

商号または名称	
その他事業所	
創業・設立	
資本金	
株主	
主要事業	
関連企業	
保有許認可	
従業員数	

注 既存の概要書、パンフレット等による添付でも可

2 木材生産又は森林整備取扱量の実績

区分	年度実績	単位	年度実績	単位	年度見込	単位

注 区分には、企業の主力事業にあたる生産量、森林整備量等を記載すること

3 社内の業務改革や、事業の開拓・拡大に向けた工夫を行った実績 (別紙による添付でも可)

--

4 事務担当者連絡先

担当者名

電話 ()

メール ()

住所 〒

事業実績書

(森林経営管理推進事業(森林集約化事業))

1 事業の実績

(単位:円)

市町名	地番数 (筆)	事業に要した経費 (A)	地番数×補助率 (B)	県補助金 (C)	自己負担額 (A-C)	備考

2 地番一覧

番号	市町名	大字	字	地番	面積(ha)	所有権移転日	森林経営計画 認定日	森林経営計画 認定番号
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
合計								

注: 面積は小数第2位まで記入(3位を四捨五入)する。

対象地番が入りきらない時は行を追加する。

事業計画（変更計画・実績）書

（森林経営管理推進事業（林業経営改善支援事業））

1 事業の目的

--

2 事業内容（実績）

区分	内容	備考
(1) 林業経営体 に対する雇用管 理の改善、事業 の合理化等対策		
(2) 林業従事者 に対する技能向 上と安全対策等 の研修		
(3) 林業従事者 の確保・育成等 対策		

注1 内容については、指導項目（名称等）、対象者、開催時期、件数（人数等）を記載すること。

注2 事業実績書においては、活動記録、成果及び写真、経費の根拠となる資料等（任意様式）を添付すること。

3 事業の内容

--

注1 事業計画書には、取組の実施体制、責任者について記載すること（別紙による添付でも可。）。

注2 実績書には、取り組みの結果及び効果について記載すること（別紙による添付でも可。）。

4 経費の区分

区分	経費内訳	計画（実績）額 （円）	負担区分		備考
			県補助金（円）	その他（円）	
(1) 林業経営体 に対する雇用管 理の改善、事業 の合理化等対策					
(2) 林業従事者 に対する技能向 上と安全対策等 の研修					
(3) 林業従事者 の確保・育成等 対策					
合計					

5 事業期間

(1) 事業開始（予定） 年 月 日

(2) 事業完了（予定） 年 月 日

収支予算（精算）書

1 収入の部

区 分	本 年 度 予 算 額 (決算) 円	前 年 度 (本) 予 算 額 円	比 較		備 考
			増 円	減 円	
県費補助金					
合 計					

2 支出の部

区 分	本 年 度 予 算 額 (決算) 円	前 年 度 (本) 予 算 額 円	比 較		備 考
			増 円	減 円	
					(算出基礎を 記入のこと)
合 計					

様式第4号 事業実施（精算）設計書（第3条関係）

（表紙）

<p style="margin: 0;">年度 _____</p> <p style="margin: 0;">事業実施（精算）設計書 _____</p> <p style="margin: 0;">事業主体 _____</p> <p style="margin: 0;">地区名 _____</p> <p style="margin: 0;">事業名 _____</p>

1 事業の概要

項 目	内 容	備 考
事業目的		
受益面積	田 ha 畑 ha その他 ha、計 ha	
主要工事		
総事業費	千円	

2 事業実施計画(実績)

(単位：円)

工 種	事 業 量	事 業 費	単 価	備 考
工事費				
（ 工）				
（ 工）				
測量試験費				
事務雑費				
合計				

3 設計図

計画概要図、平面図、標準断面図、構造図、内訳明細書など工事内容がわかる図面等（縮尺は任意とする。）

年度 事業
変更承認申請書

第 年 月 日

広島県知事様

市町長 氏 名
(又は団体の所在地
団体の名称
代表者 氏 名)

年 月 日付け指令 第 号で交付決定通知のあった
事業補助金について、次のとおり変更したいので承認してください。

(単位：円)

事業名	申請額		備考
	今回	前回	
事業			
	増減		

注 1 補助金額に変更がある場合のみ、記載する。

1 変更の理由

2 変更の内容（別紙）

注 2 不用の文字は消すこと。

3 これに添付する事業計画書及び収支予算書は、当該変更に係る部分について、その上段に括弧書きで当初計画を記載すること。

取得財産調書

補助金名		事業実施年度		年度		地区名	
名	称	形 状 寸 法	数 量	単 価	価 格	検収(又は収 得)年 月 日	摘 要

年度 事業
実績報告書

第 号
年 月 日

広島県知事様

市町長 氏 名
又は団体の所在地
団体の名称
代表者 氏 名

年 月 日付け、第 号による交付決定通知があった

事業については、別紙事業実績書、収支精算書のとおり実施したので、広島県農林水産業関係単
独事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、その実績を報告します。

内 訳

事業名	交付決定額	実績報告額
事業	円	円

注1 市町が補助金交付申請者である場合にあつては、「収支精算書」を削ること。

2 複数の事業をまとめて実績報告する場合、年度広島県農林水産業関係単独事業
実績報告書とし、補助金の内訳を記載すること。

様式第8号 概算払精算書（第7条関係）

補助金概算払精算書

事業名	概算受領済額	精算額	差引額
事業	円	円	円
計			

注 様式第3号 収支精算書に加えて記載してもよい。

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

第 号
年 月 日

広島県知事様

市町長 氏 名
 （又は団体の所在地
 団体の名称
 代表者 氏 名）

年 月 日付け 第 号で交付決定があった 事業について、広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 補助金額の確定額 金 円
 （ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）
- 2 実績報告時に消滅した仕入れに係る消費税等相当額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2） 金 円

注 別表「仕入れに係る消費税等相当額事業主体別内訳」、その他参考となる資料を添付すること。

別 表

仕入れに係る消費税等相当額事業主体別内訳

（事業名 ）

地区名 (事業主体)	事業実施 年 度	補助対象 事業費 ①	左に対する 県補助金 ②	補助率 ③= ②÷①	①のうち消費 税及び地方消 費税に相当す る額 ④	左に対する 県補助金 ④×③	④のうち控 除対象仕入 税額 ⑤	左に対する 県補助金 ⑤×③

様式第10号 補助金概算払請求書（第8条関係）

年度 事業
概算補助金請求書

〒

内 訳

事業名	補助指令 年月日	補助指 令番号	補助 指令額	受 領 額	今 回 請求額	残 額	備 考
事業			円	円	円	円	

上記のとおり概算補助金を、広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱第8条の規定により請求します。

年 月 日

広島県知事様

市町長 氏 名
又は団体の所在地
団体の名称
代表者 氏 名

農業振興資金
漁業振興資金

利子補給補助事業実績書

1 総括表

資金の種類	融資機関名	期首融資残高 (延滞額を除く)	期末融資残高 (延滞額を除く)	融資平均 残高	市町等 利子補給額	利子補給 費補助金 申請額
		円	円	円	円	円
計						
合計						

2 利子補給金計算書 別紙のとおり

注 農業振興資金においては、様式中の字句について次のとおり取り扱うものとする。

- 1 「利子補給」には、融資機関への利子補給のほか、借入者への利子助成も含めるものとする。
- 2 実績は利子補給と利子助成に区分して記述し、借入者の利子助成に係る実績については、「融資機関名」欄は『借入者名（融資機関名）』を記述するものとする。

土地改良負担金総合償還対策事業事業実績書

1 総括表

認定地区番号	地区名	土地改良区等名	年	各年度毎の 当初借入額	期首貸付金残高 A	期末貸付金残高 B	利子補給金 F	県への利子 補給金補助 金申請額 G	資金協会の 利子補給額 H=F-G
合	計								

2 利子補給金計算書 別紙のとおり

注 「利子補給金計算書」は、財団法人全国土地改良資金協会が別に定める「利子補給金計算書（個票）」を別紙として添付する。

2 利子補給金計算書

計算期間	年 月 日 から 年 月 日まで
------	------------------

融資 機関名	資金 の種類 区分	移動 年月日	期首融資 残 高 A	期 中 貸付額 B	期中約定 及び繰上 償還額 C	期 中 発 生 延滞額 D	利子補給 対象残高 E (A+B-C-D)	貸 付 期 間 / ~ /	日 数 F	積 数 G (E×F)	融資平均 残 高 H (G/365)	市 町 等 利子補給額 I		県 利 子 補給補助額 J	
												市町等 補給率 a	H×a	県利子 補給率 b	H×b
	小 計		円	円	円	円	円	/ ~ /			円	%	円	%	円
計															
合 計															

32

- 注 1 資金の種類欄は、付表1に掲げる資金の内容によって記入すること。
 2 移動年月日欄以下G欄間では、移動年月日ごとに記入し、利子補給率ごとに小計をする。
 3 期首融資残高には、延滞額は含まない。
 4 融資平均残高、市町等利子補給額、県利子補給額は、注2の小計で算出し、円単位未満は切り捨てとする。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

（補助事業者又は間接補助事業者）様

団体の所在地

団体の名称

代表者

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加にあたって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関又は地方公共団体から〇〇契約に係る指名停止等の措置を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波事務所をいう。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関又は地方公共団体から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではない。